産業廃棄物税の手引

平成18年4月

沖縄県

はじめに

沖縄県では、初めての法定外目的税となる「沖縄県産業廃棄物税条例」が、平成17年7月26日に公布され、同年11月30日には総務大臣の同意を得て、平成18年4月1日から施行されました。

この「産業廃棄物税の手引」は、特別徴収義務者として産業廃棄物税を実際に徴収し申告納入していただく最終処分業者等の皆様や、自己処理に係る産業廃棄物税を自ら申告納付していただく事業者の皆様に対して、事務の内容、申告等の手続について御理解をいただくために作成したものです。

この手引を御覧いただき、事務の一助としていただくとともに、本税制についてより一層 の御理解、御協力を賜れば幸いです。

沖 縄 県

【 この手引の中で使われる法令等の略称 】

沖縄県産業廃棄物税条例 「条例」

沖縄県産業廃棄物税条例施行規則 「規則」

地方税法 「法」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 「廃棄物処理法」

【 この手引の中で使われる用語 】

「産業廃棄物」

..... 廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいいます。

「最終処分場」

...... 廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場(廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第269号)の施行の日前に設置され、許可を要しなかった施設を含む。)をいいます。

「排出事業者」

…… 事業活動に伴って産業廃棄物を発生させ、排出する事業者をいいます。 例えば、製造業者は、製品の製造過程で排出される産業廃棄物の排出事業者となります。

なお、建設業の場合は、発注元ではなく元請業者が排出事業者となります。

「中間処理業者」

...... 廃棄物処理法第12条第3項に規定する、事業者から委託を受け、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において、脱水、乾燥、破砕、油水分離及び焼却等の処分を業とする者をいいます。

「最終処分業者」

...... 排出事業者から委託を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいいます。

「最終処分業者等」

...... 最終処分業者及び最終処分場を設置する市町村をいいます。

目 次

	産業廃棄物税の概要	
1	産業廃棄物税とは	1
2	概要	1
3	税制の仕組み	3
!	特別徴収義務者の登録等	
1	特別徴収義務者とは	4
2	特別徴収義務者としての登録	4
3	特別徴収義務者登録事項の変更	5
4	特別徴収義務の消滅	6
5	特別徴収義務者証票の再交付申請	7
	13331=A 1/32333 EL HEST 37 13 7 HB	•
i	納税者(自己処理業者)の手続等	
1	納税者(自己処理業者)とは	8
2	最終処分場の設置等の届出	8
3	設置等届出事項の変更	9
	産業廃棄物税の申告等	
1	産業廃棄物の計測	10
2	産業廃棄物税の申告納入	10
3	産業廃棄物税の申告納付	15
4	納入(納付)申告書の提出	18
5	修正申告	18
6	課税免除	19
7	課税標準の特例	19
8	帳簿の記載・保存	20
O	*ドス/等 V ノ (D 年X)	20
j	産業廃棄物税に係る徴収猶予等の手続	
1	徵収猶予	21
2	徴収不能額等の還付又は納入義務の免除	22
	更正及び決定又は加算金等	
1	税務調査	23
2	更正及び決定	23
3	加算金	24
4	延滞金	25

4	持別徴収義務者、納税者のための諸制度	26
_	その他	
1	産業廃棄物の体積から重量への換算表	28
2	申請書、申告書等の記入例及び記入要領	29
3	樣式一覧	48
4	納税窓口	67
5	お問い合わせ先・書類の提出先	67

【参考資料】

- ・沖縄県産業廃棄物税条例(平成17年7月26日条例第37号)
- ・沖縄県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則(平成18年3月3日規則第4号)
- ・沖縄県産業廃棄物税条例施行規則(平成18年3月3日規則第5号)

産業廃棄物税の概要

1 産業廃棄物税とは

産業廃棄物の排出を抑制し、再使用、リサイクルを促進するために県が独自に課税する法定外目的税で、その税収は循環型社会の形成に向けた施策に活用されます。

2 概要

(1) 納める人(納税義務者)

県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

条例第4条

(2) 課税の対象 (課税客体)

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

条例第4条

(3) 税額を決める基準(課税標準)

県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量

条例第6条

重量の測定が困難な場合は、規則で定める換算係数により産業廃棄物の体積から重量に換算した重量(10ページ参照)

(4) 税率

産業廃棄物の重量1トンあたり1,000円

条例第8条

(5) 納税方法

ア 最終処分業者等による特別徴収の場合は申告納入

イ 自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合は 申告納付 条例第10条

(6) 課税免除

次のいずれかに該当するものについては、一定の条件の下で課税を免除します。(19ページ参照)

条例第5条 規則第3条

最終処分業者の設置する最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合の当該搬入

公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入

(7) 課税標準の特例

次のいずれかに該当する搬入については、課税標準数量よりそれぞれに掲 げる数量を控除します。(19ページ参照)

条例第7条

事業者がその排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行う場合で、当該 事業者が設置する管理型最終処分場への当該産業廃棄物の搬入

..... 当該搬入に係る産業廃棄物の重量の4分の1

に該当し、かつ、資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する 指定副産物(石炭灰に限る。)の公有水面埋立法に基づく許可を得た区域 への搬入

...... 当該搬入に係る産業廃棄物の重量の2分の1

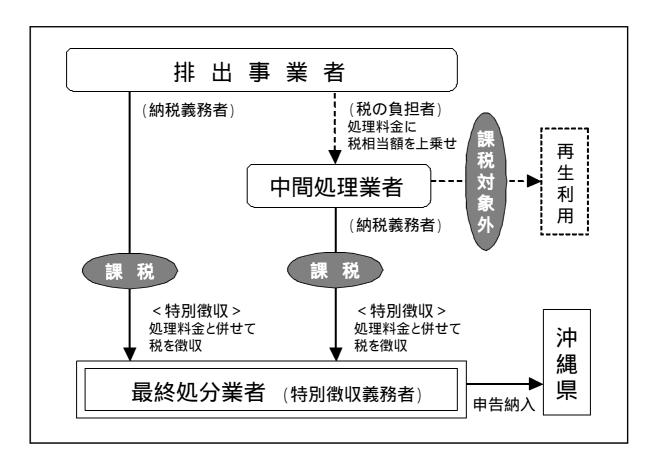
(8) 申告納入(納付)の期限

4月末、7月末、10月末及び1月末の年4回 (3か月分をまとめて最終月の翌月末までに申告納入又は申告納付)

条例第13条、 第16条

申告納入(納付)対象期間	申告納入(納付)期限
1月1日から 3月31日まで	4月末日
4月1日から 6月30日まで	7月末日
7月1日から 9月30日まで	10月末日
10月1日から 12月31日まで	翌年 1 月末日

3 税制の仕組み



自社処分業者は、自ら県へ申告納付します。

特別徴収義務者の登録等

1 特別徴収義務者とは

産業廃棄物税は特別徴収方式を採用しており、最終処分業者等を特別徴収義 務者として指定しています。

条例第10条、 第11条、第13 条

特別徴収義務者は、最終処分場へ産業廃棄物を搬入した際に課税される産業 廃棄物税を徴収し、県へ申告納入を行います。

特別徴収とは

県税の徴収に便宜を有する者が県に代わり納税義務者から税を徴収 し、かつ、その徴収すべき税を県へ納入することをいいます。

2 特別徴収義務者としての登録

(1) 登録申請

特別徴収義務者は、最終処分場ごとに特別徴収義務者としての登録を知事に申請する必要があります。

産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、「産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書」(29、48ページ参照)を那覇県税事務所に提出してください。

条例第12条

規則第1号様

(2) 登録申請書に記入すべき事項

申請者の住所、氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号

最終処分場の所在地、名称及び電話番号

最終処分場の種類及び規模

重量の測定の可否及び可能な場合の計量器の最小目盛

事業開始年月日

(特別管理)産業廃棄物処分業の許可年月日及び許可番号

注意事項

登録は、最終処分場ごとに申請する必要がありますので、2か所以上の施設がある場合は、それぞれの施設について申請書を提出してください。

申請書の添付書類として、産業廃棄物処分業許可証の写しが必要です。

最終処分場を設置する市町村については、最終処分場設置許可証の写し を添付してください。

(3) 特別徴収義務者証票の交付

特別徴収義務者からの登録申請が受理された場合には、特別徴収義務者として産業廃棄物税を徴収すべき義務が課せられた者であることを証する「産業廃棄物税特別徴収義務者証票」(49ページ参照)がそれぞれの最終処分場ごとに交付されます。

この証票に記載される番号は、申告書及び各種申請書等に記載する特別徴収義務者ごとの登録番号となります。

注意事項

特別徴収義務者証票は、最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければなりません。

特別徴収義務者証票を他人に貸し付け、又は譲り渡してはいけません。

条例第12条第 4項

条例第12条第 3項

規則第2号様

条例第12条第 5 項

3 特別徴収義務者登録事項の変更

(1) 特別徴収義務者登録事項の変更届出

特別徴収義務者として登録を行った者は、その登録を行った事項に変更が生じた場合には、当該変更を知事に届け出る必要があります。

変更が生じた日から5日以内に「産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変 更届出書」(50ページ参照)を那覇県税事務所に提出してください。 条例第12条第 6項

規則第3号様式

(2) 変更届出書に記入すべき事項

届出者の住所、氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号

最終処分場の登録番号、所在地及び名称

变更内容

変更の理由

变更年月日

注意事項

この変更届出は、最終処分場ごとに届け出る必要がありますので、 2か所以上の施設がある場合は、それぞれの施設について届出書を 提出してください。

産業廃棄物処分業の許可に関する事項に変更がある場合には、変 更後の産業廃棄物処分業許可証の写しを併せて提出してください。

最終処分場を設置する市町村については、最終処分場の設置許可に関する事項に変更がある場合には、変更後の許可証の写しを添付してください。

4 特別徴収義務の消滅

(1) 特別徴収義務の消滅の届出

最終処分業を廃止したときは、特別徴収義務の消滅を知事に届け出る必要があります。

特別徴収義務が消滅した日から10日以内に「産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書」(51ページ参照)を那覇県税事務所に提出してください。

(2) 消滅届出書に記入すべき事項

届出者の住所、氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名) 及び電話番号

最終処分場の登録番号、所在地及び名称

特別徴収義務の消滅の理由

特別徴収義務の消滅の理由が発生した年月日

(3) 消滅届出をした場合の申告

特別徴収義務者が最終処分業を廃止又は休止したときは、その廃止又は休

条例第13条第

1項但書

条例第12条第 7 項

規則第4号様

止した日から10日以内に、廃止又は休止した日までの産業廃棄物税を申告納入してください。

注意事項

届出は、最終処分場ごとに必要ですので、2か所以上の施設がある場合は、それぞれの施設について届出書を提出してください。

届出書の提出の際には、特別徴収義務が消滅したことを証明する書類も併せて提出してください。

交付を受けていた「産業廃棄物税特別徴収義務者証票」も併せて返 納してください。

消滅の届出により委託処理に係る特別徴収義務は消滅しますが、自己処理を継続する場合は、改めて納税者として「産業廃棄物税最終処分場設置等届出書」の提出が必要となります。(8ページ参照)

規則第2号様式

規則第13号様

5 特別徴収義務者証票の再交付申請

(1) 特別徴収義務者証票の再交付の申請

特別徴収義務者証票の交付を受けた者が、その証票を紛失し又は著しく破損し若しくは汚損した場合は、遅滞なく「産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書」(52ページ参照)を那覇県税事務所に提出し再交付を受けてください。

規則第5条

規則第5号様

(2) 再交付申請書に記入すべき事項

申請者の住所、氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名) 及び電話番号

最終処分場の登録番号、所在地及び名称

申請の理由

申請の理由が発生した年月日

注意事項

破損又は汚損した「産業廃棄物税特別徴収義務者証票」は、申請書 と併せて返納してください。 規則第2号様

納税者(自己処理業者)の手続等

1 納税者(自己処理業者)とは

排出事業者がその排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行う場合であって、 当該事業者が設置する最終処分場へ当該産業廃棄物を搬入するときは、納税 者(自己処理業者)として自ら産業廃棄物税を計算し、県へ申告納付する必 要があります。

条例第4条第 2項、第10条 但書

2 最終処分場の設置等の届出

(1) 設置等の届出

自己処理のみを行う最終処分場を設置する者又は設置しようとする者は、 当該最終処分場の設置について知事に届け出る必要があります。

産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに「産業廃棄物税最終処分場設置等届出書」(30、65ページ参照)を那覇県税事務所に提出してください。

なお、この届出は自己処理に係る最終処分場の状況を把握し、中立・公平な課税及び徴収を確保するためのものであり、廃棄物処理法第15条の規定による設置許可制度の目的とは異なります。

(2) 設置等届出書に記入すべき事項

届出者の住所、氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号

最終処分場の所在地、名称及び電話番号

最終処分場の種類及び規模

重量の測定の可否及び可能な場合の計量器の最小目盛

埋立処分開始年月日

最終処分場の設置許可年月日及び許可番号

注意事項

届出は、最終処分場ごとに必要ですので、2か所以上の施設がある場合は、それぞれの施設について届出書を提出してください。

この届出書の添付書類として、最終処分場設置許可証の写しが必要です。

条例第19条第 1項

規則第13号様 式

3 設置等届出事項の変更

(1) 設置等届出事項の変更届出

最終処分場の設置等を届け出た者が、届け出た事項に変更が生じた場合には、その変更を知事に届け出る必要があります。

変更が生じた日から 5 日以内に「産業廃棄物税最終処分場設置等届出事項 変更届出書」(66ページ参照)を那覇県税事務所に提出してください。 条例第19条第 2 II

規則第14号様 式

(2) 変更届出書に記入すべき事項

届出者の住所、氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名) 及び電話番号 最終処分場の登録番号、所在地及び名称

変更内容(変更前と変更後)

届出の理由

变更年月日

届出は、最終処分場ごとに必要ですので、2か所以上の施設がある場合は、それぞれの施設ごとに届出書を提出してください。

最終処分場の設置に係る変更の許可を受けた場合には、変更後の 許可証の写しを添付してください。

産業廃棄物税の申告等

1 産業廃棄物の計測

(1) 産業廃棄物税の課税標準

産業廃棄物税は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量を課税標準と しており、その重量に基づき課税されます。

条例第 6 条第 1 項

(2) 産業廃棄物の重量が計測できない場合の対応

トラックスケールがない場合など重量の測定が困難なときは、マニフェストに記載された重量によります。マニフェストに体積で記入されている場合は、<u>規則で定める換算係数</u>(28ページ「規則別表第1」を参照)を用いて体積を重量に換算してください。

条例第6条第 2項 規則第4条

なお、単位はトンとなります。

計算例

廃プラスチック2.5 m³が最終処分場に搬入された場合の重量

2.5 m³ x <u>0.35</u> = 0.875 t (端数処理はしないでください) 廃プラスチックの換算係数

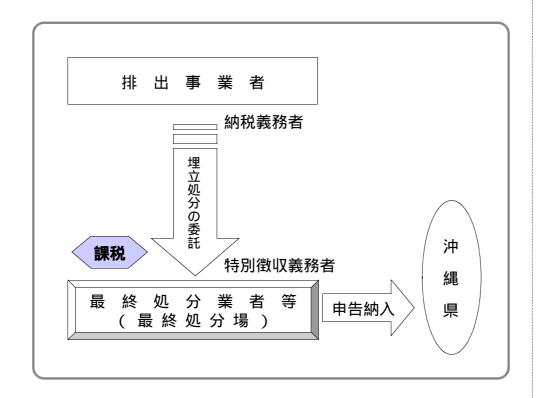
2 産業廃棄物税の申告納入

特別徴収義務者は、最終処分場への3か月分の搬入に係る産業廃棄物税額を 取りまとめて、翌月末日までに、必要な事項を記入した納入申告書を那覇県税 事務所へ提出し、当該申告に係る納入金を納入しなければなりません。

条例第13条

また、徴収すべき税額がない場合(税額が0円の場合)についても、納入申 告書を提出する必要があります。 (1) 特別徴収の方法により産業廃棄物税を徴収する主な場合(申告納入)

排出事業者が、最終処分業者等に直接委託して産業廃棄物の埋立処分を 行う場合

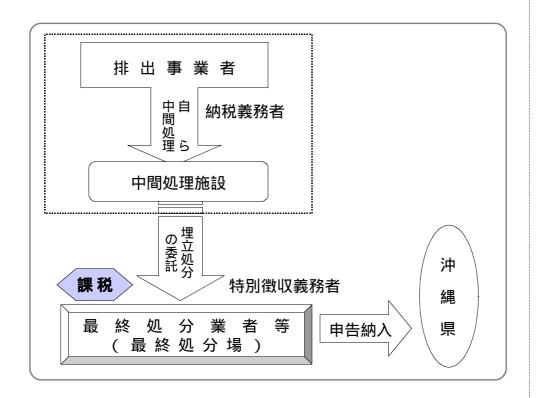


排出事業者

処分料金と併せて産業廃棄物税を最終処分業者等へ支払います。

最終処分業者等

処分料金と併せて排出事業者から産業廃棄物税を徴収し、県へ申 告納入します。 排出事業者が、その排出する産業廃棄物を自らが設置する中間処理施設で中間処理した後に、最終処分業者等に委託して中間処理後の当該産業廃棄物の埋立処分を行う場合

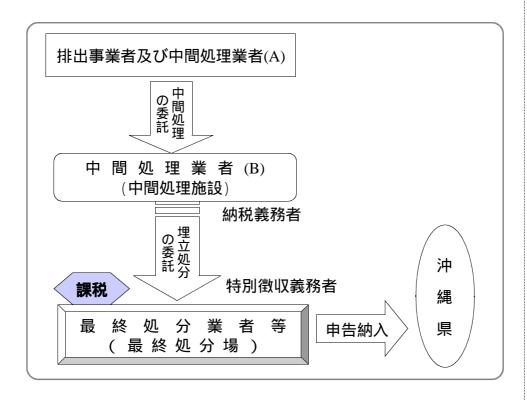


排出事業者

処分料金と併せて産業廃棄物税を最終処分業者等へ支払います。

最終処分業者等

処分料金と併せて排出事業者から産業廃棄物税を徴収し、県へ申 告納入します。 中間処理業者が、他の者から搬入された産業廃棄物を自らが設置した中間処理施設で中間処理した後に、最終処分業者等に委託して中間処理後の当該産業廃棄物の埋立処分を行う場合



産業廃棄物の中間処理を中間処理業者(B)に委託した、 排出事業者及び中間処理業者(A)

処理料金と併せて、産業廃棄物税相当額を、中間処理の委託をした中間処理業者(B)へ支払います。

排出事業者及び中間処理業者 (A)より中間処理の委託を 受けた、中間処理業者(B)

中間処理の委託を行った<u>排出事業者及び中間処理業者(A)</u>より、 産業廃棄物税相当額を上乗せした処理料金を徴収します。 処分料金と併せて産業廃棄物税を最終処分業者等へ支払います。

最終処分業者等

処分料金と併せて、埋立処分の委託を行った<u>中間処理業者(B)</u>から産業廃棄物税を徴収し、県へ申告納入します。

(2) 排出事業者や中間処理業者に対する徴収方法

業者間の取引や商慣習により、処理料金の徴収方法も多様であることから、 最終処分業者等(特別徴収義務者)は、納税義務者(排出事業者又は中間処理業者)との間で最も良いと考えられる方法で産業廃棄物税を徴収してください。

(3) 申告納入期限までに処理料金及び税が回収できない場合の対応

特別徴収義務者は、原則として、3か月分の搬入に係る産業廃棄物税を翌 月末日までに県に申告納入しなければなりません。

しかしながら、処理料金及び税額の請求期間や手形決済の関係などにより 税の申告納入期限までに処理料金及び税額の回収ができない場合などには、 申請により2か月以内の徴収猶予を受けることができます。

21ページ参照

注意事項

課税免除の対象となる産業廃棄物の最終処分場の搬入については、 産業廃棄物税は課税されません。(19ページ参照)

したがって、これらの搬入があった場合には、最終処分業者等(特別徴収義務者)は排出事業者や中間処理業者(納税義務者)から税を徴収することがないように注意してください。

産業廃棄物税には消費税は課税されません。ただし、最終処分業者等(特別徴収義務者)が、産業廃棄物税額を請求書や領収書で明らかにし、預かり金又は立替金等の科目で処理料金と明確に区分して経理しておく必要があります。

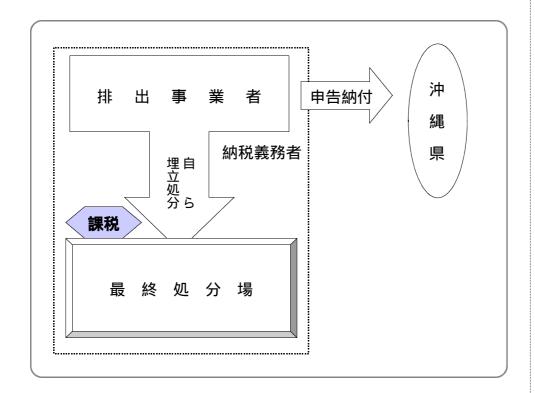
3 産業廃棄物税の申告納付

排出事業者及び中間処理業者がその排出した産業廃棄物を自ら処分する場合で、自ら設置する最終処分場に当該産業廃棄物を搬入するときには、納税者として県への申告納付が必要です。

条例第10条、 第16条第1項

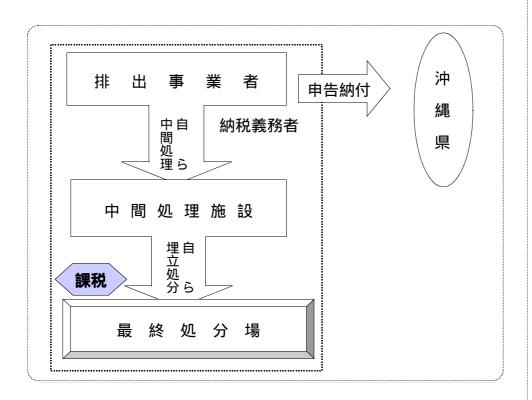
(1) 産業廃棄物税を申告納付する主な場合

排出事業者が、その排出する産業廃棄物を自ら埋立処分する場合で、自らが設置する最終処分場へ当該産業廃棄物を搬入するとき



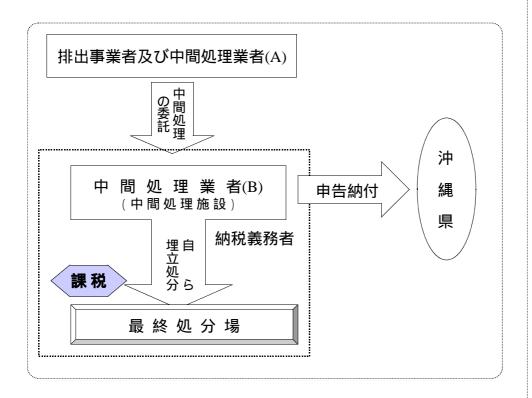
排出事業者

最終処分場への搬入量に応じて産業廃棄物税を計算の上、県へ申 告納付します。 排出事業者が、その排出する産業廃棄物を自らが設置する中間処理施設で中間処理した後、自ら設置する最終処分場へ搬入し、自ら埋立処分を行う場合



排出事業者

最終処分場への搬入量に応じて産業廃棄物税を計算の上、県へ申 告納付します。 中間処理業者(中間処理施設と最終処分場を有する処理業者)が、他の者から搬入された産業廃棄物を自らが設置した中間処理施設で中間処理 した後、自ら設置する最終処分場へ搬入し、自ら埋立処分を行う場合



排出事業者及び中間処理業者(A)

処理料金と併せて産業廃棄物税相当額を中間処理業者に支払います。

中間処理業者(B)

排出事業者及び中間処理業者(A)より処理料金と併せて産業廃棄物税相当額を徴収します。

最終処分場への搬入量に応じて産業廃棄物税を計算の上、県へ申 告納付します。

4 納入(納付)申告書の提出

特別徴収義務者及び納税者は、最終処分場への3か月分の搬入に係る産業廃 棄物税額を取りまとめて、翌月末日までに必要な事項を記入した「産業廃棄 物税 納入申告書」(53ページ参照)を那覇県税事務所へ提出し、産業廃棄物税 を納入又は納付しなければなりません。

条例第13条、 第16条

規則第6号様

(1) 申告書の作成手順

31ページ記入要領を参照

(2) 申告の対象期間と期限

申告納入(納付)対象期間	申告納入(納付)期限
1月1日から 3月31日まで	4月末日
4月1日から 6月30日まで	7月末日
7月1日から 9月30日まで	10月末日
10月1日から 12月31日まで	翌年 1 月末日

条例第13条、 第16条

5 修正申告

(1) 修正申告

産業廃棄物税を申告納付すべき者は、申告書を提出した後に課税標準たる 重量又は税額を修正する必要がある場合には、「産業廃棄物税修正申告書」(6 1ページ参照)に必要な事項を記入し速やかに提出するとともに、この修正申 告により増加した税額を納付しなければなりません。

条例第16条第 2項

規則第11号様

なお、産業廃棄物の搬入期間に係る申告納付期限後に修正申告をした場合、 増加した産業廃棄物税のほかに、延滞金及び過少申告加算金が徴収される場 合があります。

(2) 修正申告書の作成方法 37ページ記入要領を参照

6 課税免除

(1) 最終処分業者の設置する最終処分場が所在していない離島

最終処分業者の設置する最終処分場が所在していない離島の地域内で発生する産業廃棄物を適正に処理するため、市町村が当該離島の地域内に設置した最終処分場へ当該産業廃棄物を搬入する場合であって、次のいずれにも該当する場合には、当該搬入に係る課税を免除します。

条例第 5 条第 1 号

当該離島の地域内で発生した産業廃棄物とその他の産業廃棄物が区別された搬入

規則第3条第 1項第1号

当該離島の地域内で発生した産業廃棄物の埋立処分に係る手数料が最終 処分業の定めている産業廃棄物の埋立処分に係る料金と比較して低額で あると知事が認める最終処分場への搬入

規則第3条第 1項第2号

(2) 公益上その他の事由により課税することが適当でないもの 次のいずれかの搬入に該当する場合は、当該搬入に係る課税を免除します。

条例第 5 条第 2 号

地震、津波、火災等のうち知事が指定する大規模な災害により発生した 産業廃棄物の処理に係る最終処分場への搬入

規則第3条第 2項第1号

不法投棄された産業廃棄物の撤去及び最終処分場への搬入を行政代執行 した場合の当該最終処分場への搬入 規則第3条第 2項第2号

その他、 及び に類するものとして知事が認める搬入

規則第3条第2項第3号

7 課税標準の特例

排出事業者が、その排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行い、かつ、自らが設置する最終処分場へ当該産業廃棄物を搬入する場合であって、次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる数量が課税標準数量より控除されます。

ただし、他の者から委託を受けて中間処理を行った中間処理後の産業廃棄物については控除の対象外となります。

管理型最終処分場への搬入(に該当する場合を除く)

条例第7条第 1号

......当該最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量の4分の1

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第13

条例第7条第2号

項に規定する指定副産物(石炭灰に限る。)の公有水面埋立法(大正10年法律 第57号)第2条第1項の免許を受けた区域への搬入

......当該搬入に係る産業廃棄物(石炭灰)の重量の2分の1

8 帳簿の記載・保存

特別徴収義務者又は自己処理に係る納税者は、最終処分場ごとに帳簿を備え 付け、産業廃棄物の搬入重量等を帳簿に記載し保存しておかなければなりませ h_{\circ}

条例第20条 規則第7条第 2項

規則第7条第

1項

(1) 帳簿に記載すべき事項

産業廃棄物の搬入年月日

産業廃棄物の種類及び課税標準となる重量

産業廃棄物の体積(規則で定める換算係数(28ページ参照)により重 量を算定した場合のみ)

特別徴収義務者にあっては、産業廃棄物の最終処分の委託者の氏名又は 名称及びマニフェストの交付番号

(2) 帳簿の保存

条例第20条

帳簿は、納期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しておかな ければなりません。

例) 平成18年6月に最終処分場へ搬入された産業廃棄物の場合 納期限が平成18年7月31日となるので、平成23年7月31日まで保存す ることになります。

《帳簿の様式例》

												_
	年	月日		委託者日	氏名	マニフェ	スト番号	産業廃	棄物の種類	Ī	量量	
											kg	Ī
	年	月	日								${\rm m}^{3}$	
5000 A	מונה ע מונה ע מונה	. טונים ע טו	e some a	ביו אונים אי טוונים אי טוונים	מוני ב המוני ב מוני	U		מו ע שונים ע שונים	NY I RUN I RUN I RUN I	טאנים ע טאנים	· A STANG A STANG	

産業廃棄物税に係る徴収猶予等の手続

1 徴収猶予

(1) 徴収猶予

特別徴収義務者が納税義務者から産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の一部又は全部を納期限までに受け取ることができなかった場合、申請により、納入すべき産業廃棄物税の全部又は一部を納入することができないと認められる金額を限度に、一定の要件の下で2ヶ月以内の期間に限って税の納入が猶予されます。

条例第14条第 1 項

徴収猶予を受けたい場合には、「産業廃棄物税徴収猶予申請書」(55ページ 参照)を那覇県税事務所に提出してください。

規則第7号様

なお、徴収猶予の申請を行った者が、(3)に掲げる要件に該当していない場合には、当該猶予に係る担保を県へ提供する必要があります。

(2) 徴収猶予を受けるための要件

産業廃棄物税の全部又は一部を納入することができないと認められる理由があること

納期限までに処理料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなかったことなどを帳簿において明らかにしていること

(3) 担保の提供を要しない要件

徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金 について滞納処分を受けたことがないこと

規則第6条第

最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみて徴収猶予された期日の末日までに徴収猶予税額を納入することが確実と認められること

(4) 申請書の作成方法

40ページ記入要領を参照

(5) 承認通知及び取消通知

徴収猶予の申請が提出されると、その内容を審査した後に、その申請者に対して「産業廃棄物税徴収猶予 承認 通知書」(57ページ参照)により通知します。徴収猶予が不承認となった場合には、速やかに税額を納入してください。

規則第8号様式

また、徴収猶予を承認した場合であっても、申請の事実及び未収の事実 に相違がないかの調査を実施することがあります。この調査の結果、徴収 猶予が取り消された場合には、速やかに税額を納入してください。

2 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

(1) 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

特別徴収義務者は、産業廃棄物の埋め立て処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合、又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることができない理由があると認める場合には、申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときは、これに相当する額の還付を、税額が納入されていないときは納入義務の免除を受けることができます。

徴収不能額の還付又は納入義務の免除を受けたい場合には、「産業廃棄物税 徴収不能額等の調 付 申請書」(58ページ参照)を那覇県税事務所に 提出してください。 条例第15条第

規則第9号様 式

(2) 還付又は納入義務免除を受けられる場合

原因者の区分に応じて、次のような理由がある場合に還付又は納入義務の免除を受けることができます。

原因者	理由
排出事業者や中	排出事業者や中間処理業者の破産、死亡、行方不明、自
間処理業者	然災害、火災盗難などにより、処理料金及び産業廃棄物
	税に係る未収金の回収が明らかに不可能となった場合
特別徴収義務者	特別徴収義務者が自然災害、火災、盗難等により徴収し
	た産業廃棄物税額を失った場合

(3) 申請書の作成方法

44ページ記入要領を参照

(4) 承認(不承認)の通知

還付又は納入義務免除の申請書が提出されると、その内容を審査した後に、「産業廃棄物税徴収不能額等の調 付 の承 認 通知書」(60ページ参照)により通知します。

規則第10号様式

申請が承認された場合、産業廃棄物税額の還付を受ける特別徴収義務者に他の県税等の未納額があるときは、還付を受けるべき産業廃棄物税額がこれら未納額に充当される場合があります。

また、還付又は納入義務免除が不承認となった場合には、当該産業廃棄物税が未納のときは速やかに税額を納入してください。

なお、還付または納入義務免除を承認した場合であっても、申請の事実 及び未収の事実に相違がないかの調査を実施することがありますので御協 力ください。

更正及び決定又は加算金等

1 税務調査

産業廃棄物税が、正しく申告納入又は申告納付されているかについての確認のための調査を行う場合があります。

法第733条の4の規定により、県の税務職員(徴税吏員)は法定外目的税(産業廃棄物税)に関する調査のために必要がある場合には、納税義務者、特別徴収義務者、法定外目的税(産業廃棄物税)の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者等に対して質問又は事業に関する帳簿書類その他の物件の検査をすることができることとなっています。

(1) 調査の内容

税務調査では、年月日ごとに搬入された産業廃棄物が正しく帳簿等に記録され、保存されているか、また、それが申告書の課税標準となる重量及び税額に適正に反映されているかなどを確認します。

調査の対象となる書類としては、次のものがあります。

条例第20条により備え付けなければならないとされている帳簿 申告に係る書類、帳簿等(売掛台帳、請求書、領収書等) 産業廃棄物が最終処分場に搬入されたことを示す書類(マニフェスト 等)

その他調査に関して別に求める必要な書類、帳簿等

2 更正及び決定

(1) 更正及び決定

申告書が提出された場合に、その申告に係る課税標準となる重量及び税額が実際の数値と異なっていたときは、県において重量及び税額を実際の数値に変更する処分(これを「更正」といいます。)が行われます。

また、申告すべき課税標準たる重量及び税額があるにもかかわらず、申告が行われなかった場合には、県において重量及び税額を決定する処分(これを「決定」といいます。)が行われます。

(2) 更正及び決定の通知

更正又は決定が行われた場合は、「産業廃棄物税決定 及び加算金決定通知書」(63ページ参照)により更正又は決定による税額が通知されます。

規則第12号様

また、更正又は決定により過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金が課される場合には、これらの加算金額についても、この通知によりあわせて通知されます。

3 加算金

(1) 過少申告加算金

期限内に申告した場合で、その申告額が実際より少額であったため、後日修正申告をした場合又は増額の更正を受けた場合に徴収されます。

額の

納める額は、期限内申告額と修正申告又は更正による税額との増差税額の100分の10となります。

ただし、この増差額が、期限内申告額と50万円のいずれか多い金額を超えるときは、その超える金額の100分の5が加算されます。

(2) 不申告加算金

正当な理由がなく、期限内に申告がなかった場合に徴収されます。

納める額は、期限までに申告がなかった場合、期限までに申告しなかった ため決定を受けた場合又は期限後に申告して更正を受けた場合には、納める べき税額の100分の15となります。

ただし、県による更正又は決定を予知しないで期限後に申告した場合には、 この申告に係る税額の100分の5となります。

法第733条の18 第3項、第4 項

法第733条の18

第1項、第2

(3) 重加算金

不正な方法で税を免れようとした場合に徴収されます。

納める額は、期限内に申告がある場合には、期限内申告額と修正申告又は更正による税額との増差税額の100分の35となります。

また、申告がない場合や、期限後に申告がある場合には、納めるべき税額の100分の40となります。

ただし、県による更正又は決定を予知しないで期限後に申告した場合には、 重加算金は徴収されません。 法第733条の19

4 延滞金

納期限までに納税がないときに徴収されます。

納期限の翌日から納入又は納付の日までの期間に応じて次の率により計算されます。

納期限の翌日から起算して1か月を経過する日までの期間 年 7.3%

納期限の翌日から 1 か月を経過した日から納付の日までの期間 年14.6%

(延滞金の特例)

当分の間、率が年7.3%の部分に限り、各年毎に次の計算式で計算した率が7.3%に満たない場合には、この計算により得た率を特例基準割合として延滞金を計算することとなっています。

計算式

特例基準割合 =「前年の11月30日の公定歩合」+ 4% (小数点第1位未満切捨)

特別徴収義務者、納税者のための諸制度

産業廃棄物税の申告や納税等に関して、特別徴収義務者や納税者のために、次のような制度があります。

徴収猶予

特別徴収義務者は、請求期間や手形決済の関係などで、税の申告納入期限までに排出事業者や中間処理業者から処理料金及び税額を受け取ることができない場合は、「産業廃棄物税徴収猶予申請書」(40、55ページ参照)を提出することで2か月以内の徴収猶予を受けることができます。

条例第14条

規則第7号様

21ページ参照

徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

特別徴収義務者は、正当な理由により排出事業者や中間処理業者から処理料金及び産業廃棄物税額を受け取ることができなくなった場合や、受け取った産業廃棄物税額を天災など避けることのできない理由により失った場合には、「産業廃棄物税徴収不能額等還付申請書」(44、58ページ参照)を提出することで当該申請に係る税額の納入義務が免除されたり、納入済みの税額が還付されます。

規則第9号様

条例第15条

22ページ参照

災害等に係る減免

自己処理に係る納税者は、天災その他特別な事情がある場合には、納付すべき税額の減免を受けることができます。

条例第3条 (沖縄県税条例 第14条を引用)

更正の請求

特別徴収義務者又は自己処理に係る納税者は、「産業廃棄物税 納入申告書」 (53ページ参照)を提出した後に、申告した税額が過大であったことなどを 発見したときは、納期限から1年以内に限り、減額するよう更正の請求をす ることができます。

規則第6号様

法第20条の9

税に対する不服の申立

特別徴収義務者又は自己処理に係る納税者は、産業廃棄物税の課税、徴収などの処分に不服があるときは、それらの処分に関する通知書などを受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

法第19条

行政不服審査 注

求償権

特別徴収義務者は、県に納入した産業廃棄物税の納入金のうち、納税義務者(排出事業者又は中間処理業者)が特別徴収義務者に支払わなかった税に相当する部分については、当該納税義務者に対して求償権を有します。

特別徴収義務者が求償権に基づいて訴えを提起した場合においては、地方 団体の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その 他必要な援助を与えなければならないこととなっています。 法第733条の15 第3項

法第733条の15 第4項

その他

1 産業廃棄物の体積から重量への換算表

規則別表第1(第4条関係)

産業廃棄物の種類	換算係数
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる燃え殻	1.14
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる汚泥	1.10
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃油	0.90
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃酸	1.25
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃アルカリ	1.13
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃プラスチック類	0.35
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第1号に掲げる紙くず	0.30
廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる木くず	0.55
廃棄物処理法施行令第2条第3号に掲げる繊維くず	0.12
廃棄物処理法施行令第2条第4号に掲げる動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第5号に掲げるゴムくず	0.52
廃棄物処理法施行令第2条第6号に掲げる金属くず	1.13
廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第8号に掲げる鉱さい	1.93
廃棄物処理法施行令第2条第9号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する 不要物	1.48
廃棄物処理法施行令第2条第10号に掲げる動物のふん尿	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第11号に掲げる動物の死体	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる集じん施設によって集められたばいじん	1.26
廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物	1.00

2 申請書、申告書等の記入例及び記入要領

(1) 特別徴収義務者の登録

産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書(規則第1号様式) <記入例>

	(付印	$\overline{}$		産	業廃棄物税	特別徴	収義務者登	録申請書				
									Σ	P 成	年	月	Е
沖	縄県	那覇県	具税事務	所·	長 殿								
						申請者							
						住	所	那覇市	丁目	番	号		
						氏	名	株式会社 代表取約	興業 帝役				Eſ
							(法	人にあっては	、事務所等の	所在地、	名称及び	代表者	音の氏名
						電話	番号	098-8	366-				
			廃棄物利 申請しま			:第1項の規	見定に。	より、産業原	廃棄物税の特	寺別 徴収	又義務者	fとし	ての登
最	所	名	Έ	地	豊見城	市	丁目	番	号				
終	名			称	最	終処分場							
処	電	話	番	号	098								
_	種	類及	び規	模	安定		管理型) • 遮图	新型 (,000	立方	X — F	ル)
分	重	量(カ 測	定	可	(計量器の	最小目	盛:	‡ ロ?	ブラム)	•	不可	可
場	事〕	業 開 如	治 年 月	日		平成		年	月		日		
			業 廃 棄 年 月 日		平成	年	月	日		年		月	Е
び	許	可	番	号	第			号	第				号
備				考									
処	理登	登 録 F月日		年	月 E	∃ 登録番号	第	証票 号年 月	交付	年	月日	受領	印 記者の氏名 しての登 トル) 可

5 (特別管理)産業廃棄物処分業許可証の写しを添付してください。

(2) 最終処分場の設置等

産業廃棄物税最終処分場設置等届出書(規則第13号様式) <記入例>

			/		Ē	全業廃棄物 ^持	锐最終如	见分場設置	置等届出書				
沖	-縄県	. 那覇県	!税事務	务所·	長殿					平成	年	月	日
						申請者							
						住	所	名護市	丁	目 番	号		
						氏	名		業株式会社 取締役				ED
						電話	-	大にあって 098	ては、事務所等の 0	の所在地、	名称及び	代表者の	氏名)
		!産業原 出ます		说条	∯例第19条	条第1項の規	規定に。	より、産	業廃棄物税 <i>の</i>	最終処分	分場の設	置等を	次の
最	所	在	E	地	名護市	ī	丁目	番	号				
終	名			称		処分場							
処	電	話	番	号	0 9 8	:0							
2	種:	類及	び規	模	安泛	定型・(管理型		遮断型 (,	,000 立方	ラメート	-ル)
分	重	量 σ.)測	定	(F	可(計量器	の最小	目盛:	+=	グラム	•	不	可
場	埋立	2処分開	開始年月	日		平成		年	月		日		
最終年月	多処分 月日)	分場の 及び割	設置部 午可番	F可 号	平成	年	月	日	第			号	
備				考									
処 事	理员項句	登 録 F月日		年	月日	3 登録番号	第	号					
(注)	1	太枠	内につ	いて	記入して	ください。			:に届出書を排				

(3) 産業廃棄物税の申告

産業廃棄物税納付申告書(規則第6号様式) <記入要領>

ア 申告者に係る事項等

申告書の所定の欄に、特別徴収義務者又は納税者に係る事項として、

- 登録番号
- · 申告書提出年月日
- ・ 氏名(名称及び代表者氏名)
- · 住所(所在地)
- ・ この申告に応答する者の氏名及び電話番号

最終処分場に係る事項として、

- 名称
- 所在地

を記入します。

イ 申告の対象期間

申告の対象となる産業廃棄物の搬入期間を記入します。

ウ 「期間中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量」

申告の対象期間中における、最終処分場への産業廃棄物の搬入量のすべてを記入します。

この搬入量を記入するにあたっては、先に附表を作成し(附表作成は「シ 附表の作成方法」を参照) 当該附表の「合計」欄の「合計重量」を転記します。

なお、端数処理は行わないでください。

エ 課税免除の対象となる数量

産業廃棄物の搬入のうち課税免除の対象となるものがある場合、<u>条例第5条第1号(離島地域における課税免除)</u>に該当するものは「」の欄へ、<u>条例第5条第2号(公益上その他の事由により課税することが適当でないもの)</u>に該当するものは「」の欄へ記入します。

これらの数量を記入するにあたっては、先にそれぞれの附表を作成し、附表の「合計」欄の「合計重量」を転記します。

なお、端数処理は行わないでください。

(課税免除について 19ページ参照)

オ 「課税の対象となる産業廃棄物の搬入量」

「期間中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量」より、「条例第5条第1号の規定によって課税免除される搬入量」及び「条例第5条第2号の規定によって課税免除される搬入量」を差し引いた数量となります。

なお、端数処理は行わないでください。

カ 「委託契約により最終処分場へ搬入した産業廃棄物の数量」

「課税の対象となる産業廃棄物の搬入量」の内訳の一つで、対象となる期間中に <u>委託契約により最終処分場へ直接搬入された産業廃棄物の数量</u>(11ページ、12ページ、13ページの場合等)を記入します。

この搬入量を記入するにあたっては、先に附表を作成し、当該附表の「合計」欄の「合計重量」を転記します。

なお、端数処理は行わないでください。

キ 「中間処理業者が中間処理を行った後に生ずる産業廃棄物を自らが設置する最終処分場へ搬入した数量 」

「課税の対象となる産業廃棄物の搬入量」の内訳の一つで、<u>産業廃棄物を排出した事業者が、当該産業廃棄物の中間処理を中間処理業者に委託した場合であって、当該中間処理業者が中間処理後の当該産業廃棄物を自らが設置する最終処分場へ搬入し</u>埋立処分を行った数量(17ページの場合)を記入します。

この搬入量を記入するにあたっては、先に附表を作成し、当該附表の「合計」欄の「合計重量」を転記します。

なお、端数処理は行わないでください。

ク 「委託契約以外による最終処分場への産業廃棄物の搬入量より を除いた数量 」 「課税の対象となる産業廃棄物の搬入量 」の内訳の一つで、<u>建物の解体業者や電力事業者等が、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の埋立処分を自ら行い、かつ、当該事業者が自ら設置する最終処分場へ搬入した場合の数量</u>を記入します。(15ページ、16ページ の場合等)

この搬入量を記入するにあたっては、先に附表を作成し、当該附表の「合計」欄の「合計重量」を転記します。

なお、端数処理は行わないでください。

ケ 課税標準の特例

「課税の対象となる産業廃棄物の搬入量」のうち課税標準の特例の対象となるものがある場合、条例第7条第1号(管理型最終処分場の設置者)に該当するものは、「」へ、条例第7条第2号(発電に伴い生じた石炭灰)に該当するものは「」へそれぞれ記入します。

これらの数量を記入するにあたっては、先にそれぞれの附表を作成し、附表の「合計」欄の「合計重量」を転記します。

なお、端数処理は行わないでください。

コ 申告納入に係る「課税標準数量 」及び「税額 」

「課税標準数量 」は、「委託契約により最終処分場へ搬入した産業廃棄物の数量」の数量となります。

「税額」は、「課税標準数量」の数量に税率(1トン当たり1,000円)を乗じて得た額になります。税額に1円未満の端数があるときは切り捨てます。

サ 申告納付に係る「課税標準数量 」及び「税額 」

「課税標準数量」は、「課税の対象となる産業廃棄物の搬入量」より「委託契約により最終処分場へ搬入した産業廃棄物の数量」を差し引き後、さらに、「」の4分の1及び「」の2分の1をそれぞれ控除した後の数量となります。

「税額」は、「課税標準数量」の数量に税率(1トン当たり1,000円)を乗じて得た額になります。税額に1円未満の端数があるときは切り捨てます。

シ 附表の作成方法

- (a) 附表の「施設の名称」、「登録番号」の欄に、特別徴収義務者又は納税者が設置 している施設の名称と登録番号を記入します。
- (b) 「申告の[] 欄の搬入量又は数量に関する明細」の欄の『[]』に、この附表に該当する申告書の欄の「 ~ 、 ~ 」の数字を記入します。
- (c) 「申告対象期間」の欄には、申告書の「申告の対象期間」の欄の期間を記入します。

(d) 申告書の各欄に算入すべき「搬入量」又は「数量」の内訳を産業廃棄物の種類 ごとに記入してください。

搬入の際に重量を計測している場合には「搬入重量」の欄へ、体積を計測している場合には、「重量の計測が困難な場合」の「体積」の欄に記入し、「換算係数」を乗じて得た重量を「換算重量」の欄へと記入します。

産業廃棄物の種類毎の「合計重量」の欄へ、それぞれの「搬入重量」と「換算重量」の合計を記入してください。

なお、重量及び体積を記入する際には、端数処理は行わないでください。

- (e) 「搬入重量」、「換算重量」、「体積」及び「合計重量」をそれぞれ合計し、「合計」の欄へ記入してください。なお、その際にも端数の処理は行わないでください。
- (f) 「合計重量」の「合計」の欄の重量を申告書の該当する欄へ転記します。

産業廃棄物税 納付 申告書(規則第6号様式)

<記入例>

		(第8	\ \	.,			産業	廃棄物	7税 Á	内入 内付	申告	書				<u> </u>	登 録	番
	受	付印)—				氏を 並び	3又に	は 名 科 表 者 名	r 木 子 イ		会社 取締征		 興業				EŢ
3	平成	18 年	7 月	28 E	1	17 W.1			所在地		那覇	市		丁目	番	号	ţ	
3	中縄	県						者σ	に応答)氏名 話番号	3			(1	配話	0 9 8	- 8 6	6 -	
7	那覇	県税事	務所長	殿		処	名		稍	R		最終処	见分場					
申		<u></u> の		 象	#8	場間	所	在亚世	- 10 名			城市		丁		番	号 20.1	
		おける			期への産				18 年	+ 4	, ,	1 1	千				月 30 日	۲)
課		例第5							+	<u> </u>			1	6	5	2	. 72708	
税 免	条	される 例第 5	条第 2	- 2 号の:	規定	こよっ	て誤	税免	+	\perp				1	3 4	7	. 36	
課税		される			物の				$\frac{\perp}{1}$	╁			1	4	· 7	3	. 36708	 }
		委託契 た産業				(分場/		<u>)</u> (し						1	5	8	. 54308	
		中間処理る産業原へ搬入し	里業者が 廃棄物を	が中間が	 処理を					\vdash				1	8	5	. 332	
	訳	委託契業廃棄			る最 より	終処が を を を	う場へ 余い <i>た</i>	への産 こ数量	+				1	1	2	9	. 492	
課の税 特標	条例 準 <i>0</i>	列第7条)特例の	第 1 ·)対象	号の規 とされ	定に	:よっ 入量	て課	锐標		İ					5	4	. 812	
		列第7条)特例の					て課	兇標					1	0	5	5	. 38	
税	告し	果税標準	≛数量	(の数	量)								1	5	8	. 54308	
額	納入	税		額	(×1,0	00円	/トン)					百万	1	5	千 8	I I	4 3
計	告丨	果税標準	≛数量	(-		×	<u>1</u> -	× 1/2	.)				千	7	7	3	. 431	۱ -
算	納付和	#	額	(v 1	,000F	月/トン)					百万	7	7	千 3	I = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	3 1

(注) 1 この申告書には、附表 (してください。 欄の搬入量又は数量に関する明細書)を添付して提出

- 2 搬入量及び数量を記入する場合は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は体積から換算した 重量)を記入することとし、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。
- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入又は申告納付すると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

規則第6号様式附表 <記入例>

		施設	の	名 称	登 録 番
			最終処分	 場	
	申告書〔	〕欄の搬ん	- √量又は数	量に関する明細書	
申告の対象期	_問 平成 18	年 4	月	1	日から
中古の対象期	平成 18	年 6	月	30	日まで
	搬入重量	重量の	計測が困難	は場合	合計重量
産業廃棄物の種	類 (トン)	体積 (立方メートル)	換算係数	換算重量 (トン)	(トン)
	(7)	(A)	(B)	$(A) \times (B) = (1)$	(7) + (1)
燃え	殼 123 . 542		1.14		123 . 542
汚	泥 153 . 24		1.10		153 . 24
廃	油 .		0.90		
廃	酸 .		1.25		
廃 ア ル カ	י .	•	1.13		
廃プラスティック	類 .		0.35		
紙く	ਭੱ .		0.30		
木 〈	ਭੱ .		0.55		
繊維く	ਭੱ .	23 . 684	0.12	2 . 84208	2 . 84208
動物又は植物に係 固 形 状 の 不 要			1.00		32 . 159
獣畜及び食鳥に係 固 形 状 の 不 要			1.00		
ゴムく	ਰ .		0.52		
金属く	j .	28 . 4	1.13	32 . 092	32 . 092
ガラスくず、コンクリ- く ず 及 び 陶 磁 器 く	- <mark>ト</mark> 132 . 0	•	1.00	•	132 . 0
鉱さ	ι ι .	38 . 4	1.93	74 . 112	74 . 112
コンクリートの破片 の他これに類する不要	そ 物 ・	32 . 0	1.48	47 . 36	47 . 36
動物のふん	尿 .		1.00		
動物の死	体 .		1.00	•	
ば い じ	ん 1055 . 38		1.26		1055 . 38
廃棄物処理法施行令第 条 第 13 号 の 廃 棄			1.00	•	
	計 1496 . 321	122 . 484		156 . 40608	1652 . 72708

- (注)1 この明細書は施設ごとに作成してください。

 - 2 この明細書は、第6号様式の申告書に添付して提出して下さい。 3 重量、体積を記入する場合は、計量又は測定した数量を記入し、トン未満の端数についてもそ のまま記入してください。

(4) 産業廃棄物税の修正申告

産業廃棄物税修正申告書(規則第11号様式) <記入要領> ………………

修正申告書の作成方法については、申告書と同様ですので、31ページを参照してください。

なお、修正申告書は<u>申告納付に係る</u>課税標準数量及び税額の修正であることから、「期間中における申告納付に係る最終処分場への産業廃棄物の搬入量」の数量は、申告書(第6号様式)の「期間中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量」より、当該申告書の「課税免除」の「条例第5条第1号の規定によって課税免除される搬入量」及び「」欄の内訳の「委託契約により最終処分場へ搬入した産業廃棄物の数量」の数量が控除されたものにあたります。

「既に納付の確定した産業廃棄物税額」には、この修正申告前に行われた納税者の申告(修正申告も含みます)又は県の行った更正又は決定により、納付することが確定している税額を記入してください。この修正申告により算出した「申告納付にすべき産業廃棄物税額」と「」の差額が、「この修正申告により申告納付すべき税額」となります。

最後に、この修正申告の対象期間における本来の「申告書提出期限」を記入してください。

産業廃棄物税修正申告書(規則第11号様式)

<記入例>

					産 業	廃棄物税	修』	E申告	書				3	登 録	番
	₩	付印	1											立 爽	苗
					納	氏名又は:並びに代表			忧会社 ₹取締		興業				[
	平成	18 年	10 月	12 日	税	住所又は所			市		丁目	番	号	†	
	沖縄!	県			者	この申告に する者の 及び電話:	氏名			(1	電話	098	- 8 6	6 -	
	那覇!	県税事	務所長	殿	最終処	名	称		最終外	処分場					
					分場	所 在	地	豊見	見城市		丁	目	番	号	
申	告	の	対	象	期間	平成 1	8 年	≣ 4 ,	月 1	日か	ら平成	18	年 6	月 30	日まで
		:おける の搬 <i>)</i>		対に係	る最終	処分場への産				千 2	3	6	2	. 184	۲
_							+			•	-	:	-		
						って課税兌 に係るもの						4	7	. 36	
除る	される	る搬入	量の	うち申	告納付					2	3	1	7 4	. 36	
除さ	納付量	る搬入に係る中間処	量の予 る課税の 理業者が	対象と	告納付 なる産 ¹ ¹ ¹ ¹ ¹ ¹ ¹	に係るもの 業廃棄物の				2	3				
除さ	納量の内	る搬入に係る中るへ産業人産業人産	量の名 課税の 理業者が 廃した数量 を棄物を	うち申う対象とが中間処理を自らが設	告納付 なる産 Eを行った B B B B B T	業廃棄物の (-) た後に生ず 最終処分場 る最終処分場						1	4	. 824	
除一年搬票の	される納量の内訳の名の	る に 中るへ 産へ 削り 係 間産搬 業搬 第 7 第 7 第 7 第 7 第 7 第 7 第 7 第 7 第 7 第	量 の 音	うち申り対象とが中間処理を自らが設定自らが対象と	告 な 程を置 設を Eによって	業廃棄物の (-) た後に生ず 最終処分場 る最終処分場				1	1	1 8	4	. 824	
除 申搬 課税標準 切 特 例	は、	る に 中るへ 産へ 第特 第特 の 原	量の 理楽策し 発力 第対	うち申 対象と 野田 の が 記 を 対象 と 明 の が 記 を 対象 と 明 の され る ま な ここ こ	告 な Eを置 設を に数 に かんしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう はんしゅう はんしゅん はんし	業廃棄物の (-) た後に生ず 最終処分場 る最終処分場				1	1	1 8 2	5	. 824 . 332 . 492	
除 申搬 課税標準 切 特 例	は、	る に 中るへ 産へ 第特 第特 の 原	量の 理楽策し 発力 第対	う 対 新 新 新 明 ら が に は に は に は に は に は に に は に に に に に に に に に に に に に	告 な Re B B B B B B B B B B B B B B B B B B	業廃棄物の (-) た後に生ず 最終処分場 る最終処分場 て課税標				1	1	1 8 2 5	5 9	. 824 . 332 . 492	
中搬 課税標準 ご で、特である	対量の内訳条準条準の	る に 中るへ 産へ 削り 門り 告 服 係 間産搬 業搬 190 190 160 170 170 170 170 170 170 170 170 170 17	国際した ・ 理廃した ・ 無業業を乗し、第対、第対 ・ お物数 を数 年 と 第列 第 3 ままた ・ ままた 乗し、第対 第対 る ままた。 ・ ままた。 ままたる	う 対 対 は は は に は に は に は に は に は に に に に に に に に に に に に に	告 な Pe B B B B E B B E B B E B B E B B E B B E B B E	業廃棄物の (-) た後に生ず 最終処分場 る最終処分場 て課税標 て課税標	Juni			1	1 1 0 7	1 8 2 5 5	5 9	. 824 . 332 . 492 . 812 . 38	
除一申搬 課税標準 甲 明 既一郎 一郎 一	は、納量の内訳条準の特別である。 の内訳条準条準の ・納の方には、一般の方には、一体の方には、一体の方には、一体の方には、一体の方には、一体の方には、一体の方には、一体の方には、一般の方には、一体の方には、	るに中るへ産へ削り削り告れてのののののでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、	は ・	う 対 『 February Edy Sol	告 な 2000 設を に数 に数 変 、 業 (策 付 産 1000 すく つ つ つ 量 ※ 廃 ※ 廃	業廃棄物の (-) た後に生ず 最終処分場 る最終処分場 て課税標 て課税標 て課税標				1 1 1 百万	1 1 0 7 1	1 8 2 5 5	4 5 9 4 5	. 824 . 332 . 492 . 812 . 38	

- ください。
- (注) 1 この申告書には、附表(欄の搬入量又は数量に関する明細書)を添付して提出して
 - 2 搬入量及び数量を記入する場合は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は体積から換算した 重量)記入することとし、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。
 - 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。
 - 4 「既に納付の確定した産業廃棄物税額」の欄は、修正申告前に行われた申告、更正又は決定に より納付することが確定している税額を記入してください。
 - 5 修正申告の場合、延滞金及び過少申告加算金が徴収される場合があります。

規則第11号様式附表

<記入例>

11号様式附表		施 設	の	名 称	3 登 録 番
			最終処分		
	修正申告書〔	〕欄の搬力	∖量又は数量	量に関する明細書	
申告の対象期間	平成 18	年 4	月	1	日から
中日の対象期间	平成 18	年 6	月	30	日まで
	搬入重量		計測が困難		合計重量
産業廃棄物の種類	(トン)	体積 (立方メートル)	換算係数	換算重量 (トン)	(トン)
	(7)	(A)	(B)	$(A) \times (B) = (1)$	(ア) + (イ)
燃え殻	•	•	1.14		•
汚 泥	1153 . 24		1.10		1153 . 24
廃油			0.90		
廃酸			1.25		
廃 ア ル カ リ			1.13		
廃プラスティック類			0.35		
紙 く ず			0.30	·	
木くず			0.55		
繊 維 く ず			0.12		
動物又は植物に係る 固 形 状 の 不 要 物			1.00		
獣畜及び食鳥に係る 固 形 状 の 不 要 物			1.00		
ゴムくず			0.52		
金属くず		28 . 4	1.13	32 . 092	32 . 092
ガラスくず、コンクリート く ず 及 び 陶 磁 器 く ず			1.00	·	
鉱 さ い		38 . 4	1.93	74 . 112	74 . 112
コンクリートの破片そ の他これに類する不要物		32 . 0	1.48	47 . 36	47 . 36
動物のふん尿			1.00		
動物の死体			1.00		
ば い じ ん	1055 . 38		1.26		1055 . 38
廃棄物処理法施行令第2 条 第 13 号 の 廃 棄 物			1.00		
合 計	2208 . 62	98 . 8		153 . 564	2362 . 184

- (注)1 この明細書は施設ごとに作成してください。
 - 2 この明細書は、第11号様式の申告書に添付して提出して下さい。
 - 3 重量、体積を記入する場合は、計量又は測定した数量を記入し、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。

(5) 徴収猶予の申請

産業廃棄物税徴収猶予申請書(規則第7号様式) <記入要領>

ア 申請者に係る事項等

所定の欄に、「申請書の提出年月日」、申請者の「住所」及び「氏名」(法人の場合は、 事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに「電話番号」を記入します。

また、徴収猶予の申請の対象となる搬入のあった最終処分場の「登録番号」、「所在地」及び「名称」を記入します。

イ「実績年月」

徴収猶予を受けようとする搬入のあった期間を記入します。

この申請と併せて提出する申告書(第6号様式)の「申告の対象期間」と一致します。

ウ 「申告納入に係る産業廃棄物税額

「実績年月」」の期間内に納入すべき産業廃棄物税の全額を記入してください。

エ 「 のうち納期限までに受け取ることができない税額 」 未収となっている税額を記入してください。

カ 「 のうち、徴収猶予申請額 」

この欄を記入する前に、裏面の「徴収猶予申請額に係る明細書」を次の方法で記入します。

(ア) 徴収猶予を受けようとする産業廃棄物税額に係る搬入を行った排出事業者 や中間処理業者(納税義務者)について、その氏名(法人の場合は名称) 搬 入された産業廃棄物の重量 及び未収金額の回収予定年月日を記入します。

> 計測単位が体積である場合は、規則で定める換算係数を用いて換算して得た重量を 記入し、端数処理はしないでください。

(4) 搬入重量を合計し、税率を乗じて「徴収猶予申請額 イ」欄を算出します。 この場合、1円未満の端数がある場合は切り捨ててください。

「 のうち、徴収猶予申請額 」の欄へ裏面「徴収猶予申請額 イ」欄を記入します。記入の際に「 のうち納期限までに受け取ることができない税額 」に記入した金額以下であることが必要です。

ク 「 の内訳」

「 のうち、徴収猶予申請額 」についての内訳として、「徴収猶予の申請期間」と「徴収猶予申請額」をそれぞれの欄へ記入してください。なお、この申請期間の末日が当該猶予税額の納入日となります。

ケ 「提供しようとする担保及び提供者名」 担保の提供が必要な方については、必要事項を記入してください。

産業廃棄物税徴収猶予申請書(規則第7号様式)

<記入例>

第7号様式(第8条関係)(表) 受付印 産業廃棄物税徴収猶予申請書 ____ 平成 18 年 7 月 28 日 沖縄県那覇県税事務所長 殿 申請者 住 所 那覇市 丁目 番 号 氏 株式会社 名 興業 印 代表取締役 (法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 098-沖縄県産業廃棄物税条例第14条第1項の規定による産業廃棄物税の徴収猶予を受けたいので、次の とおり申請します。 登 録 番 号 最 終 処 所 在 地豐見城市 丁目 番 号 分 場 名 最終処分場 称 実 年 月 平成 18 年 4 月から平成 18 年 6 月分まで 申告納入に係る産業廃棄物税額 158,543 円 のうち納期限までに受け取 108,223 円 ることのできない税額 のうち、徴収猶予申請額 (裏面のイ欄の金額を記入してください。) 82,345 円 間徴収猶予申請額 徴 収 猶 申 請 期 円 の内訳 | 平成 18 年 8 月 1 日から平成 18 年 8 月 26 日分まで 30,321 平成 18 年 8 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日分まで 52,024 円 提 供 し よ う と す る 担 保 及 び 提 供 者 名

- (注) 1 この申請書は、産業廃棄物税条例施行規則第6号様式による産業廃棄物税 納付 申告書を提出する際に、同時に提出してください。
 - 2 複数の最終処分場に係る産業廃棄物税について申請する場合は、それぞれの最終処分場ごとに申請書を提出してください。
 - 3 徴収猶予の申請理由が生じたことを証する書面を添付してください。

	徴収猶予申請	「額に係る	明細書							
納税義務者の氏名又は名称搬	λ	重	量	未収	金	回収	予	定	年	月 I
建材有限会社	30 . :	321	り	平成	18	年	8	月	25	E
建設	31 . (011	り	平成	18	年	8	月	30	B
建設	21 . (013	り	平成	18	年	9	月	25	Е
			り			年		月		E
			り			年		月		E
			り			年		月		E
			り			年		月		Е
			り			年		月		Е
			り			年		月		Е
			り			年		月		B
			トン			年		月		E
			り			年		月		E
			トン			年		月		E
			トン			年		月		E
			トン			年		月		Е
			トン			年		月		Е
			ŀ)			年		月		E
			トン			年		月		Е
合計	82 . :	345	トン					_		_

(6) 徴収不能額の還付又は納入義務の免除の申請

産業廃棄物税徴収不能額等の 還 付納入義務免除 申請書(規則第9号様式) <記入要領>

ア 申請者に係る事項等

所定の欄に、申請書の提出年月日、申請者の「住所」及び「氏名」(法人の場合は、 事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに「電話番号」を記入します。 また、還付又は納入義務の免除の対象となる搬入のあった最終処分場の「登録番号」、 「所在地」及び「名称」を記入します。

なお、還付又は納入義務の免除を受ける原因となった排出事業者や中間処理業者が 複数ある場合には、それぞれ原因者ごとに申請書を作成してください。

イ 「実績年月」

還付又は納入義務の免除の対象となる搬入のあった期間を記入します。

この搬入に係る申告書(第6号様式)の「申告の対象期間」と一致します。

- ウ 「還付又は納入義務免除の別」
 - 「還付」又は「納入義務免除」のうち該当するものにをつけてください。
- エ 「申告納入に係る産業廃棄物税額
 - 「実績年月」の期間に係る納入すべき産業廃棄物税額の全額を記入してください。
- オ 「 のうち、既に納入した産業廃棄物税額」
 - 「実績年月」の期間に係る納入済みの産業廃棄物税額を記入してください。
- カ 「 のうち、受け取ることができなくなった (失った)税額 」

この欄を記入する前に、この申請書の裏面の「正当な理由により受け取ることができなくなった税額に関する明細書」を次の方法で記入します。

(ア) 産業廃棄物の埋立処分を委託した事業者の「住所又は所在地」及び「氏名又は名称」を記入してください。

- (イ) (ア)の事業者がウの期間中に搬入を行った「年月日」及び産業廃棄物の「重量」 並びに当該搬入に係る「処理料金」、「税額」及び処理料金と税額の「合計」を 記入してください。
- (ウ) (イ)の搬入に係る入金について「年月日」及び「金額」を記入してください。
- (I) 「産業廃棄物の搬入」の「合計」より「左のうち入金」の「金額」を差し引いた額を「差引未収金」の「合計」の欄に記入してください。
- (オ) 「差引未収金」の「処理料金」の欄及び「税額」の欄は、「差引未収金」の「合計」の金額を「産業廃棄物の搬入」に係る「処理料金」及び「税額」の額で按分した額をそれぞれ記入してください。なお、按分した税額に円未満の端数ある場合には切り捨ててください。
- (カ)「差引未収金」の「税額」の欄の合計額を「還付又は納入義務免除を受けようとする税額 合計 ア」へ記入してください。
- 「 のうち、受け取ることができなくなった (失った)税額 」の欄に裏面の「還付又は納入義務免除を受けようとする税額 合計 ア」の金額を記入してください。
- キ 「還付又は納入義務免除を受けようとする税額 ()」

カで記入した「還付又は納入義務免除を受けようとする税額 合計 ア」と同じ金額を記入してください。

「 のうち、受け取ることができなくなった(失った)税額 」の欄と「還付又は納入義務免除を受けようとする税額 ()」の金額は、通常一致します。

コ 還付又は納入義務免除を必要とする理由書

申請書を提出の際には、「還付又は納入義務免除を必要とする理由書」を別途作成し、 産業廃棄物税に係る未収金・貸倒明細書、未収金台帳原簿の写し等、還付又は納入義 務免除が必要であることを証する書類を併せて提出してください。

産業廃棄物税徴収不能額等の 還 付 申請書(規則第9号様式) <記入例>

			産業原	達棄物	税徴収	不能客		愚	作 双 红 四	t 申請書				
								扒八 莪	粉 旡 №		ct: 10	- 年	11 月	15 🗆
:-	中縄県那覇県	1 計車 数 1	듀트 때	ı							/JX, 10	· +-	·	13 🗖
,-	下部的大型	≒₹₮₽₹₽₽₽	71112 #3	l .	F	申請者								
					7	住	所	那覇	市	丁	目	番	号	
						氏	名	株式: 代表:	会社 取締役	興業				E
						電話		にあって 0 9		務所等の所 -	在地、	名称及	び代表者	の氏名
	沖縄県産業 けたいので、 	次のとな				· 税止		生耒焼	果初悅	刀倒収 个	形贺 寸		納入義	務免除
終処		在		地豊	見城市		-	目	番	号				
分場	名			称	最終	処分均	易							
		i	年		月	平原			1 F					月分ま
実						1 7-	~ .0	年	4 /	引から平原	戈 18	年	6	Ηль
	付又は糹	納入義	義務 免	除(還	· 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	引から平 <u>原</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	找 18 ——— 納入郭			<i>Н</i> ль
還	付 又 は 約 告 納 <i>入</i>				カ 別	(引から平 <u>f</u> ・ ・			——— 除	98 円
還 申		\ [1	係る	産	の別業廃	棄	還 物 移	祖 額		引から平 <u>f</u> ・ 			除 809,0	
	告納 <i>入</i> のうち、	既に	係る納入	産 : し た きなく	か別業産業	棄:廃:	物が乗物につた)	拍 額 税 額 税額		・			除 809,0 809,0	98 円
申	告 納 <i>入</i> の う ち 、 受 で (す 又 は 納	大取の 入義 彩	係る納入	産したく記を	別魔産なりよ	棄 廃 (く)	物 報 物 : ご す る	額 税 額 税額。 税額		月から平 月			除 809,0 809,0 36,8	98 円

2 この申請書には、当該申請に係る産業廃棄物管理票の写し、産業廃棄物税に係る未収金・貸倒明細書、未収金台帳原簿の写し等、還付又は納入義務免除を必要とする理由書及びその理由を証明する書類を添付してください。

産	業 廃	棄_物	の 埋 託 し	177	住所又は所	在地	;	浦添市		丁	目 番	 号		
処 事	分を	委業	託し	た <u></u> 者	氏名又は行	当称	,	株式会社	š	建設				
産	業		廃	棄	物	o o	Ð	般 入	左	のう	ち入金	差引	未	収 氢
	年月日	1	重 (h	:量 ·ソ)	処理料金 (円)	税 (円)	頁)	合 計 (円)	F	目	金額 (円)	処理料金 (円)	税 額 (円)	合 計 (円)
18	. 4	. 12	32	.141	48,210	32,14	41	80,351	5	. 10	50,000	18,211	12,140	30,35
18	. 5	. 23	18	.022	27,033	8,0	22	35,055	6	. 12	30,000	3,899	1,156	5,05
18	. 6	. 27	27	.556	41,340	27,5	56	68,896	7	. 15	10,000	35,340	23,556	58,89
	•	•		•						•				
	•	•		•						•				
	•	•		•						•				
	•	•		•						•				
	•	•		•						•				
	•	•		•						•				
	•	•		•						•				
	•	•		•						•				
	•	•		•						•				
	•	•		•						•				
	•	•		•										
	•	•		•						•				
		•								•				

3 様式一覧

(1) 産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書(規則第1号様式)

中請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号 沖縄県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登を次のとおり申請します。 最 所 在 地 名 称 電 話 番 号 種 類 及 び 規 模 安定型・管理型・遮断型(立方メートル) 分 重 量 の 測 定 可 (計量器の最小目盛:) ・ 不可 場 事業開始年月日 年 月 日 (特別管理)産業廃棄物 ルク業の許可年月日日 年 月 日 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号		受付印			産業廃棄物税	特別徴収	義務者登録	禄申請書			
申請者 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号 沖縄県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登を次のとおり申請します。 最 所 在 地 名 本 称 電 話 番 号 2 通断型 (立方メートル) 分 重 量 の 測 定 可 (計量器の最小目盛:) ・ 不可 4 事業開始年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 第 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号									1	年 F	日 日
申請者 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号 沖縄県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登を次のとおり申請します。 最 所 在 地 名 布 電 話 番 号 種 類 及 び 規 横 安定型・管理型・遮断型(立方メートル)	沖	中縄県那覇県	₹税事務₽	所長 殿							
住 所 氏 名 (法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号 沖縄県産業廃棄物税条例第12条第 1 項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登 を次のとおり申請します。 最 所 在 地 名 称 電 話 番 号 種 類 及 び 規 模 安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型 (立方メートル)	,,	1110211101 4321	1,00	77 77	由詰者						
(法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名電話番号 沖縄県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登を次のとおり申請します。 最 所 在 地 名 部 号											
(法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名電話番号 沖縄県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登を次のとおり申請します。 最 所 在 地 名 部 電 話 番 号 処 種 類 及 び 規 模 安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型 (立方メートル) 重 量 の 測 定 可 (計量器の最小目盛:) ・ 不可 場 事業 開始年月日 年 月 日 日 日 日					_						
電話番号 沖縄県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登を次のとおり申請します。 最 所 在 地 名 称 電 話 番 号 処 種 類 及 び 規 模 安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型 (立方メートル)					氏	名					Ep
沖縄県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登を次のとおり申請します。 最 所						(法人)	こあっては、	、事務所等	の所在地、名称	称及び代表	者の氏名)
を次のとおり申請します。 最 所 在 地 名 称 電 話 番 号 処 種 類 及 び 規 模 安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型 (立方メートル) 重 量 の 測 定 可 (計量器の最小目盛:) ・ 不可 場 事業開始年月日 年 月 日 (特別管理)産業廃棄物 処分業の許可年月日日 年 月 日 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第					電記	番号					
最 所 在 地 名 称 電 話 番 号 処 種 類 及 び 規 模 安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型 (立方メートル) 重 量 の 測 定 可 (計量器の最小目盛:) ・ 不可 事 業 開 始 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 第 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号	沖	 卢縄県産業原	^廃 棄物税	条例第12	2条第1項の規	見定により)、産業廃	₹ 棄物税 <i>0</i>)特別徴収義	義務者と	しての登録
終 名 称 電話 番 号	を次	くのとおり申	申請しま	す。							
経 電話番号 種類及び規模 安定型・管理型・遮断型 (立方メートル)	最	所 花	t <u>Ŧ</u>	地							
経 電話番号 種類及び規模 安定型・管理型・遮断型 (立方メートル)											
型 理 登 月 日 登録番号 第 号 証 票 交付 年 月 日 受領 印 は また では できます は また で また	終	名 	₹	称							
種類及び規模 安定型・管理型・遮断型 (立方メートル) 重量の測定 可 (計量器の最小目盛:) ・ 不可 場事業開始年月日 年 月 日 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		電話	番 !	号							
分 重量の測定可(計量器の最小目盛:)・不可 場 算開始年月日 年月日 年月日 日 年月日 日日 (計量器の最小目盛:)・不可 年月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	処			+							
車量の測定可(計量器の最小目盛:)・不可 場業開始年月日 年月日 年月日日 年月日日 (特別管理)産業廃棄物の許可年月日及び許可 年月日日 第 号 第 号 第 号 第 号 第 日間 年月日日 第 日間 年月日日		種類及	び 規 札 	模 安	定型・	管理型	・ 遮断	f型 (-	立方メー	トル)
特別管理)産業廃棄物 年月日日年月日及 第 号 第 号 第 号 報 日日 日	分	重量の	D 測 5	定可	(計量器の)最小目盛	:)	• 7	可
(特別管理)産業廃棄物 年 月 日 年 月 日 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				+							
特別管理) 産業廃業物 処分業の許可年月日及 第 号 第 号 第 号 号 第 号 号 第 号 号 記票交付 年 月 日 受領 印 第 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	場	事業開如	台年月 [日			年	月		日	
迎分業の許可年月日及 が 許 可 番 号 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号 章	/ 北去 「	可祭油/安	学 皮 弃 /	1 √π	年	月	田		年	月	日
# 考	见分	計業の許可	年月日	及							
迎 理 登 録 年 月 日 登録番号 第 号 証票交付 年 月 日 受領 印 (注) 1 太枠内について記入してください。 2 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに申請書を提出してください。	<i>J</i> .	ы -J		第			号	第			号
迎 理 登 録 年 月 日 登録番号 第 号 証票交付 年 月 日 受領印 (注) 1 太枠内について記入してください。 2 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに申請書を提出してください。											
年 月 日 登録番号 第 号 年 月 日 領 印 年 月 日 領 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			ā	考							
年 月 日 登録番号 第 号 年 月 日 領 印 年 月 日 領 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	秿					T .				平	1
(注) 1 太枠内について記入してください。 2 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに申請書を提出してください。		理 登 録 項 年月日	ź	年 月	日登録番号	第	号証票	交 付] 日	年 月	日領	
	<u>л</u>		<u> </u>	て記入し	<u> </u> てください。					l rh	
3 「種類及び相模」の欄は「該当する頂目に「をつけてください」	亚		内につい		•			中华尹士!	旦出してくた	ニオロ	
1 「「「「「「「」」」の「関係、成当する場合に とうけ こくだとい。	近		内につい					中華事をも	旦出してくた	ニオロ	
盛も記入してください。)。	Ξ))1 太枠 2 複数 3 「種 4 「重	の最終処 類及び規 量の測定	.分場を有 !模」の欄 こ」の欄は	は、該当する 、該当する項	項目に	をつけて	ください。		·	器の最小目

(2) 産業廃棄物税特別徴収義務者証票(規則第2号様式)

第2号様式(第8条関係)

産業廃棄物税
特別徴収義務者証票

備考

- 1 アルミはく製とし、大きさは、日本工業規格A5とする。
- 2 板面地色は銀色とし、「産」の模様と枠は青色とし、文字は黒色とする。

(3) 産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書(規則第3号様式)

			$\sqrt{}$		産業廃	棄物稅	特別很	徴収義	務者登録	事項変	更届出書				
													年	月	E
沖	神縄県	那覇屿	₹税事	務所·	長 殿										
						申	請者								
							住	所							
							г	47							
							氏	名							E
								(法.	人にあって	には、事剤	务所等の所	在地、名	名称及び	が代表者	の氏名
							電話	番号							
					例第12条		頁の規	定によ	り、産	業廃棄物	物税の特	別徴収	義務者	として	ての登
事項	の変! T	更を次	てのと		量け出ま	5 .									
最終	登	録	番	号											
処	所	1	玍	地											
分場	名			称											
	 			13											
変	変														
	更	į													
更															
	前	Ī													
	変														
内															
	更														
容	後	:													
	<u> </u>	-													
亦正	●の理	<u>_</u>													
22.3	_ Vノ ル土	"													
変	更	年	月	日					年		月		日		

してください。

(4) 産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書(規則第4号様式)

			/			産業原	達棄物税	拍別徵	如義務消滅	城届出書				
												年	月	E
沖	·縄県	那覇」	県税事	務所-	長 殿									
						E	申請者							
							住	所						
							氏	名						
							14	ъ						E
								-	人にあっては	、事務所	等の所在地	、名称及	び代表者の	の氏名
								番号						
									:り、産業原	達棄物 稅	の特別復	收収義務	の消滅を	E次σ
めり	ī				寺別徴収	X 莪 狩 奆	証宗で	と必納し	ノ よ り。					
最終	登	録	番	号										
処分	所	;	在	地										
場	名			称										
特														
別														
徴														
収														
義														
務														
の 														
消														
滅の														
理														
由														
上記	理由	の発	生年	月日					年		月	E	1	

(5) 産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書(規則第5号様式)

	/	`														
$\overline{}$	受	付印)—		産業	桑 棄物	加税特別	11徴収達	終者言	正霊耳	京	申請書				
					1年末1		21701 273	J 1+7-1X 52	6327 111	E 20(1)		1146		年	月	日
沖約	縄県	那覇県	!税事	務所長	長殿											
						E	申請者									
							住	所								
							氏	名								印
								(法	人にあ [.]	っては	、事務	8所等の所	在地、1	名称及び	が代表者	の氏名)
							電話	番号								
						見則第	5条の	規定に	より、	産業	業廃棄	₹物税の特	寺別徴	収義剤	格者証	票の再交
			申請し		•											
最終	登 ——	録	番	号												
	所	在	E	地												
. —	名			称												
申																
請																
の																
理																
由																
上記	理由	の発	生年月	∃日					年			月		日		
処理 事項	i	正票再	交付年	F月日			年	月		田	受領印					
(注)	太	枠内に	こつい	て記ん	\ してく	ださい	l 1.									

(6) 産業廃棄物税 納付 申告書(規則第6号様式) 附表

6号様式(第8条関係)	産業廃棄物税	納入 納付	<u>P</u>		登録	录 番 号
X 13 43	特又 別は 徴	称 首名				Ер
年 月 日	┃収納┃住所又は所仕					
沖縄県	義 務 者者 と うる者の氏 る者の氏	名	(電話)
那覇県税事務所長 殿	最 名 処	称				
	分析在	地				
申 告 の 対 象 期	間	年 月		年	月	日まで
期間中における最終処分場への	産業廃棄物の搬入量		千			トン
課 条例第5条第1号の規定 税 除される搬入量	こによって課税免					
免 条例第5条第2号の規定 除される搬入量	こによって課税免					
課税の対象となる産業廃棄物の)搬入量 ()					
委託契約により最終処 た産業廃棄物の数量	D分場へ搬入し					
の 中間処理業者が中間処理 る産業廃棄物を自らが設 内 へ搬入した数量						
訳 委託契約以外による最 業廃棄物の搬入量より	最終処分場への産) を除いた数量					
課の 条例第7条第1号の規定 準の特例の対象とされる 特 条例第7条第2号の規定	こよって課税標 般入量					
標 ¹³ 条例第7条第2号の規定 準例 ^{準の特例の対象とされる}	こよって課税標 般入量					
税申課税標準数量(の	数量)					
額	×1,000円/トン)		百万	Ŧ		円
計 告 課税標準数量 (-	$- \times \frac{1}{4} - \times \frac{1}{2}$		千	-	ļ.	トン
第 付 税 額 (x	1,000円/トン)		百万	Ŧ	_	円

してください。

2 搬入量及び数量を記入する場合は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は体積から換算した 重量)を記入することとし、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。

- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入又は申告納付すると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

6号様式附表		施設	の	 名	7 登 録 番
		心 改		<u></u> 1	
	申告書〔	〕欄の搬え	∖量又は数⅓	量に関する明細書	
申告の対象期間		年	月		日から
中日の対象期间		年	月		日まで
	搬入重量 (トン)		計測が困難		合計重量
産業廃棄物の種類		体積 (立方メートル)	換算係数	換算重量 (トン)	(トン)
	(7)	(A)	(B)	$(A) \times (B) = (1)$	(7) + (1)
燃え殻			1.14		
汚 泥	•		1.10		
廃油			0.90		
廃酸			1.25		
廃 ア ル カ リ			1.13		
廃プラスティック類			0.35		
紙 く ず			0.30		
木くず			0.55		
繊維くず			0.12		
動物又は植物に係る 固 形 状 の 不 要 物			1.00		
獣畜及び食鳥に係る 固 形 状 の 不 要 物			1.00		
ゴ ム く ず			0.52		
金属くず			1.13		
ガラスくず、コンクリート く ず 及 び 陶 磁 器 く ず			1.00		
鉱 さ い			1.93		
コンクリートの破片そ の他これに類する不要物			1.48		
動物のふん尿			1.00		
動物の死体			1.00		
ば い じ ん			1.26		
廃棄物処理法施行令第2 条 第 13 号 の 廃 棄 物			1.00		
습					

- (注)1 この明細書は施設ごとに作成してください。
 - 2 この明細書は、第6号様式の申告書に添付して提出して下さい。
 - 3 重量、体積を記入する場合は、計量又は測定した数量を記入し、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。

(7) 産業廃棄物税徴収猶予申請書(規則第7号様式)

7 号	·様式	()	第8	条関	葛係)(表)													
	受	付日	:p)																	
			<u>/</u>				産美	業廃す	棄物税	徴収	猶予申詞	青書								
																年	F	1	E	∃
沖	縄県	那覇	県移	事	务所 [長 殿														
							申請	諸者												
							1	È	所											
								£	47											
								.	名										E	p
									(法	人にる	あっては、	事務所	等の所	在地、	名称	及び作	大表者	の氏	名))
							î	電話	番号											
沖	縄県	産業	廃	棄物	税条	例第14	条第1項	頁の規	見定に	よる	産業廃	棄物税の	の徴り	双猶-	予を引	そけ <i>†</i>	こしい	ので		欠
とお	り申記	請し	ます	•																
最	登	録	i	番	号															
終処	所		在		地															
分場					1h															
-90	名				称			_												
実		績	į		年	<u>:</u>	月				年	月から	ò			年		月	分ま	₹7
申告	計納 <i>入</i>	\ [:	係る	5 産	業原	廃棄物 [;]	税額										円			
						で受り こい 税											円			
<i>O.</i> (裏面) う iのイ	ち 、 闌のst	往 全額 [:]	数収を記。	. 猶 入して	予 申 i	清 額 い。)										円			
		徴		Ц	Z.	猶	予		申		請	期		間	數以	2 猶	予	申	請	
Ø	内訳			É	F	月	日力	から		年	月	E	分ま	で						P
				É	ŧ.	月	日力	から		年	月	E	分ま	で						P
提 供 担 保	共 し 呆 及	ようび技	う と 是 供	こす共者	る名									ļ						
															έth λ					

- (注) 1 この申請書は、産業廃棄物税条例施行規則第6号様式による産業廃棄物 納付 申告書を提出する際 に、同時に提出してください。
 - 2 複数の最終処分場に係る産業廃棄物税について申請する場合は、それぞれの最終処分場ごとに申請書を提出してください。
 - 3 徴収猶予の申請理由が生じたことを証する書面を添付してください。

	徴	収猶予申請額	額に係る明細書				
納税義務者の氏名又は名	名 称 搬	Д	重量	未収	金回収	予 定	年 月
			り		年	月	E
			り		年	月	E
			り		年	月	E
			り		年	月	E
			り		年	月	E
			り		年	月	E
			り		年	月	E
			り		年	月	E
			り		年	月	E
			り		年	月	E
			り		年	月	E
			h		年	月	E
			h		年	月	E
			h		年	月	E
			h		年	月	E
			h		年	月	E
			り		年	月	E
			り		年	月	E
合計	ア		トン				
	7				-		

(8) 産業廃棄物税徴収猶予承認 通知書(規則第8号様式)

第8号様式 (第8条関係)

				産業廃棄物	税徴収	猶予	承 不承認	通知書				
										第		号
										年	月	日
				124								
				様				沖約	縄県那覇	県税事	务所長	印
	年	月日	日付ロ	ナで申請のあっ	た産業	廃棄物	勿税の徴収	【猶予にこ	ついては、	次のと	こおり 済	^{系認} し
た ない	で通知しま	ます。										
実	績	年	月		年	F	月分から		年	月分記	きで	
納	期		限			年		月		日		
申告納力	∖に係る	課税標準	丰量							۲)	,	
申告納	入に	係る税	,額							円		
徴収	猶予	申請	額							円		
徴収	猶予	承 認	額				円					円
徴収	首 予 項	承 認 期	間	年	J	1	日から		年	月	E	∃から
114 14 1	, ,	V 100 703	1-3	年	J	1	日まで		年	月	[∃まで
担 保	₹ の	種	類									
不不承	認	の理	由									
備			考									
1 = a)処分に2	下服がある	場合	合には、この処	分があ [・]	ったこ	とを知っ	た日の翌	日から起	算して	60日以	.内

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく那覇県税事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(9) 産業廃棄物税徴収不能額等の 還 付 申請書(規則第9号様式)

`		産業廃棄	€物税徴↓	以不能額	i等の 還 納 <i>)</i>	\義務兌	付 申請	탈			
									年	月	日
沖縄県	具那覇県税事	務所長 殿									
				申請者住	所						
				氏	名						E
				電話		うっては、	事務所等の	所在地、名	3称及び代	代表者の	氏名
	県産業廃棄物 ので、次のと			の規定に	こよる産業	美廃棄物	税の徴収フ	不能額等(の 還 納,	入義務	付 免除
最登	録	番 5	į								
終 処 所	録在	番 号									
終]								
終処所		坦]		É	F	月から		年	F	分ま
無数	在	和	月		运	F 付	月から	納入義		Ę	分ま
終処分場 実 関 付 フ	在	年 義務免除	ま 月			付		納入義		F	
終処分場 実 一 付 告	復 は納入	サイン サイン サイン サイン サイン サイン 大き 務 免 降 係 る 産	余の別業を	棄	쀻 粉 税	付		納入義		F	円
 	は納入に	地 教	月別原産なる	業廃す	環物税 のたり税	額額額		納入義		F	円 円
禁終処分場実遺申のの所名付告のの付とろうさでとろうと	は納入にか、受け取る	世の大きの大きの大きの一般を表している。	月 り 第 た く記 受 業 在 な入 け し し し し し し し し し し し し し し し し し し	業廃棄たくたっと	還物 税 つたい る税	有額額額額額		納入義		F	円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円

- (注)1 「還付又は納入義務免除の別」欄は、該当する項目に をつけてください。
 - 2 この申請書には、当該申請に係る産業廃棄物管理票の写し、産業廃棄物税に係る未収金・貸倒明細書、未収金台帳原簿の写し等、還付又は納入義務免除を必要とする理由書及びその理由を証明する書類を添付してください。

産業	廃棄物	の埋立	住所又は所	在地						
事	を安業	託 し た - 者	氏名又は	名称						
産	業	廃 棄	物	o	搬入	左のう	ち入金	差引	未	収 金
年	月日	重量 (トン)	処理料金 (円)	税 額 (円)	合 計 (円)	月日	金額 (円)	処理料金 (円)	税 (円)	合 計 (円)
	•					•				
	•	•				•				
	•					•				
	•					•				
	•					•				
	•					•				
	•	•				•				
•	•	•				•				
•	•	•				•				
	•	•				•				
	•	·				•				
	•	•				•				
•	•	٠				•				
•	•	٠				•				
•	•	•				•				

(10) 産業廃棄物税徴収不能額等の調 付 の承 認 通知書(規則第10号様式)

第10号様式 (第8条関係) 還 付 承 認 通知書 納入義務免除 不承認 産業廃棄物税徴収不能額等の 묵 年 月 日 糕 沖縄県那覇県税事務所長 印 付 について 年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の徴収不能額等の し た は、次のとおり承認 しない ので通知します。 最 所 地 処 在 分 名 称 年 月分から 匥 績 月分まで 還付又は納入義務免除の別 澴 付 納入義務免除 承 認 円 承 認 し な い 理 由 備 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内 に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく那 覇県税事務所を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することが できません。当該裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内 に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分 の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場 合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(11) 産業廃棄物税修正申告書(規則第11号様式)

第11号様式(第8条関係)	産美	美廃棄物 和	兑修	正申告書				亞	録	番 .
受付印	納	471+ €	7 1/n					ᄑ	业水	ш
	L0	名又は名びに代表す								印
年 月 日	税住	所又は所る	生地							
沖縄県	す 者 及	の申告に原 る者の日 び電話者	も名		(1	電話)
那覇県税事務所長 殿	最 名 処 一		称							
	分場	在	地							
申 告 の 対 象 !	期間		年	月	日か	6	年	F]	日まで
期間中における申告納付に係 業廃棄物の搬入量	る最終処分	場への産			千					トン
条例第5条第2号の規定 除される搬入量のうち申										
申告納付に係る課税の対象と 搬入量	なる産業廃 (棄物の -)								
中間処理業者が中間処理 る産業廃棄物を自らが設 の へ搬入した数量										
内 産業廃棄物を自らが い搬入した数量(& 終処分場								
課の 条例第7条第1号の規定 準の特例の対象とされる 標特 条例第7条第2号の規定	によって記 数量	果税標								
標 条例第7条第2号の規定 準例 準の特例の対象とされる	によってii 数量	果税標								
この申告に係る課税標準(数量 - × <u>1</u> 4	× 1/2)								
申告納付すべき産		物税額			百万			千		
既に納付の確定した。	童業廃棄	物税額			百万			千		
この修正申告により申告		べき税額			百万			千		
申 告 書 提	出	期	限	-	-	年			日	-

- ください。
- (注) 1 この申告書には、附表(欄の搬入量又は数量に関する明細書)を添付して提出して
 - 2 搬入量及び数量を記入する場合は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は体積から換算した 重量)を記入することとし、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。
 - 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。
 - 4 「既に納付の確定した産業廃棄物税額」の欄は、修正申告前に行われた申告、更正又は決定に より納付することが確定している税額を記入してください。
 - 5 修正申告の場合、延滞金及び過少申告加算金が徴収される場合があります。

第11号様式附表	,				I
		施設	<u>の</u>	名 称	登 録 番 号
	修正申告書〔	〕欄の搬 <i>)</i>	∖量又は数∜	量に関する明細書	
		年	月		日から
申告の対象期間		年	月		日まで
	搬入重量 (トン)		計測が困難		合計重量 (トン)
産業廃棄物の種類		体積 (立方メートル)	換算係数	換算重量 (トン)	
July 2 +0	(7)	(A)	(B)	$(A) \times (B) = (1)$	(F) + (1)
燃え殻	•	•	1.14	•	·
汚 泥			1.10		·
廃油			0.90		
廃酸			1.25	•	
廃 ア ル カ リ			1.13		
廃プラスティック類			0.35		
紙 く ず			0.30		
木 く ず			0.55		
繊維くず			0.12		
動物又は植物に係る 固 形 状 の 不 要 物			1.00		
獣畜及び食鳥に係る 固 形 状 の 不 要 物			1.00		
ゴ ム く ず			0.52		
金属くず			1.13		
ガラスくず、コンクリート く ず 及 び 陶 磁 器 く ず			1.00		
鉱 さ い			1.93	•	
コンクリートの破片そ の他これに類する不要物			1.48	•	
動物のふん尿			1.00		
動物の死体			1.00		
ば い じ ん			1.26		
廃棄物処理法施行令第2 条 第 13 号 の 廃 棄 物			1.00	•	
合 計					

⁽注) 1 この明細書は施設ごとに作成してください。 2 この明細書は、第11号様式の申告書に添付して提出して下さい。 3 重量、体積を記入する場合は、計量又は測定した数量を記入し、トン未満の端数についてもそ のまま記入してください。

(12) 産業廃棄物税 更正 決定 及び加算決定通知書(表)(規則第12号様式)

									_									
					産	業廃	棄物税	,更正 '決定	及び	加貨	金沙	東定道	通知 i	書				
																第		号
																年	月	日
						,	様											
														沖紅	県那覇	県税事	務所長	美 印
	地方税	法の規	定によ	り次の	とお	נו:	更正 大定 し	たの	で通知	卸し	ます	。こ	の不	足税	額及び	加算金	額につ	いては、
指	定納期	限まで	っ納	入 書	によ	り沖糾	*** 電県指	定金	融機関	等に	こ 約	内入 付付	して	くだ	さい。			
		不足税額	/ni 2								711	,,,				14.6パ	ーセン	ト(こ
		こ係る指																
期	間につい	いてはst	∓ 7.3 <i>J</i>	パーセ	ント	(当記	亥期間	の属	するí	各年	の前	年の	11月	30E	日を経過	過する時	時にお	ける公気
																		該公定を
		パーセン	ノトの	割合を	加算	した	割合)) σ.)割合	で計	算し	ノたジ	正滞:	金額	を加算	して ※	対付し	てくだる
,۱,																		
				録番号	=													
持以	別徴収は 納	義務者 税 者	住所以	又は所	在地													
			氏名	又は名	3称													
実			氏名		3称 			年		月	[年	F		 日まで
実申	 告		年		月			年		月			6		-	F		日まで
申	告	書振	年出	期	月限			年		月	É	Ę.	6		月	F	日	日まで
申	告		年		限日	課	税 標				É	F			月 月		日日	
実 申 申 本	告区	書	上 年 是 出 提	期出	月限日分	課	脱標			月量	É	F)	月 月	額	日日	
申申	医更正	書振	提出	出 決定	月限日分額	課	税を標				É	F)	月 月		日日	
申申	医正既に	書り提手を表する。	は納付	期 出 定で	月限日分額	課	税 標				É	F)	月 月		日日	
申申本	生 区 更正 既に終	書が書・再更	上 年 出 提 正 が棄	期 出 定で	月限日分額	課	税 標				É	F)	月 月		日日	
申	告区 更正 既にいる 差引達	書ります。	年は現まり、日本は発見しては発見している。	期 出 定確 が税額	月 限 日 分 し)			· 準	数	量	£	F	ン		月 月		日日	円)
申 申 本 税 加算	告区 更正 既にいる 差引達	書ります。	年は現まり、日本は発見しては発見している。	期出決が税額	月 限 日 分 し)			· 準	数	量	£	₹ 	ン		月税	額	日 日 (円)
申 申 本 税 加	告 区 更 正 にんる 差引 込 区 率 (ハ	書ります。	年 提 正 対 発 分 ト)	期出決が税額	月 限 日 分 し)			· 準	数	量	£	₹ 	ン		月税	額	日 日 (円)
申 申 本 税 加算金	告 区 更 既ている 差引道 区 率 金額	書、技書・内入産業の一を対しています。	年出提正は発気分ト)	期出定確額・過少	月 限 日 分 目 し) 申			· 準	数	量	£	₹ 	ン		月税	額	日 日 (円)
申 申 本 税 加算金	告 区 更 既ている 差引道 区 率 金額	書、提書・内を選集を表している。	年出規理は発展では発展している。	期出定確額・過少	月 限 日 分 目 し) 申	告 加		· 準	数	量	£	₹ 	ン		月 税 重	額	日 日 (円)

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく那覇県税事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求のあった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(13) 産業廃棄物税最終処分場設置等届出書(規則第13号様式)

# 月 日 中請者 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 か 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							産	業廃棄物種	说最終如	几分場設計	置等	届出書			
# 申請者 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 沖縄県産業廃棄物税条例第19条第 1 項の規定により、産業廃棄物税の最終処分場の設置等を次のされり届け出ます。 最 所 在 地 名 称 電 話 番 号 種類及び規模 安定型・管理型・遮断型 (立方メートル)													年	月	日
住 所 氏 名 印 (法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名)電話番号 沖縄県産業廃棄物税条例第19条第 1 項の規定により、産業廃棄物税の最終処分場の設置等を次のとおり届け出ます。 最 所 在 地 名 称 電 話 番 号 処 種 類 及 び 規 模 安定型・管理型・遮断型 (立方メートル)	沖	縄県頽	那覇県	!税事剂	务所 [長 殿									
氏 名 (法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名)電話番号 沖縄県産業廃棄物税条例第19条第1項の規定により、産業廃棄物税の最終処分場の設置等を次のさおり届け出ます。 最 所 在 地 名 称 電 話 番 号 処 種 類 及 び 規 模 安定型・管理型・遮断型 (立方メートル)								申請者							
日 (法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号								住	所						
日 (法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号								п	47						
電話番号 沖縄県産業廃棄物税条例第19条第 1 項の規定により、産業廃棄物税の最終処分場の設置等を次の 8 おり届け出ます。 最 所 在 地 名 称 電 話 番 号 処 種類及び規模 安定型・管理型・遮断型 (立方メートル) 重 量 の 測 定 可(計量器の最小目盛:) ・ 不可 場 埋立処分開始年月日 年 月 日 最終処分場の設置許可 年 月 日 最終処分場の設置許可番号 年 月 日 第 号								仄	1						ED
沖縄県産業廃棄物税条例第19条第 1 項の規定により、産業廃棄物税の最終処分場の設置等を次のされり届け出ます。 最 所 在 地 名 称 概 類 及 び 規 模 安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型 (立方メートル) 重 量 の 測 定 可(計量器の最小目盛:) ・ 不可 場 埋立処分開始年月日 年 月 日 最終処分場の設置許可 年 月 日 第 考 現 理費 録 年 月 日 登録番号 第 号									(法	人にあって	ては	、事務所等の所在地	、名称及	び代表者	の氏名)
## 15 17 届け出ます。 最 所 在 地								電記	番号						
最 所 在 地 終 名 称 電話番号 処 種類及び規模 安定型・管理型・遮断型 (立方メートル) 計 量 の 測 定 可 (計量器の最小目盛:) ・ 不可 場 埋立処分開始年月日 年 月 日 最終処分場の設置許可 年 月 日 第 号 本 考 処 理費 録 年 月 日 登録番号 第 号					悦条	例第19	条第	第1項の規	見定によ	り、産	業序	軽棄物税の最終処	見分場の記	设置等	を次のと
終 名 称 電話番号 種類及び規模 安定型・管理型・遮断型 (立方メートル) す量の測定 可(計量器の最小目盛:) ・ 不可 場と処分場の設置許可 年 月 日 最終処分場の設置許可 年 月 日 第 号 電機 表	おり	届けら	はます	•											
経 電話番号 種類及び規模 安定型・管理型・遮断型 (立方メートル) す 量の測定 可(計量器の最小目盛:) ・ 不可 場 埋立処分開始年月日 年 月 日 最終処分場の設置許可 年 月 日 第 号 本 理費 録 年 月 日 登録番号 第 号	最	所	在	E	地										
経 電話番号 種類及び規模 安定型・管理型・遮断型 (立方メートル) す 量の測定 可(計量器の最小目盛:) ・ 不可 場 埋立処分開始年月日 年 月 日 最終処分場の設置許可 年 月 日 第 号 本 理費 録 年 月 日 登録番号 第 号		名			称										
処 種類及び規模 安定型・管理型・遮断型 (立方メートル) す量の別定 可(計量器の最小目盛:) 不可 場性立処分開始年月日 年 月 日 年 月 日 第 号 積 考 型 環	終				13.										
種類及び規模 安定型・管理型・遮断型 (立方メートル) す量の測定 可(計量器の最小目盛:) ・ 不可 場性立処分開始年月日 年月日 年月日及び許可番号 年月日 第号 場理登録 年月日 要録番号第号		電	話	番	号										
分 重量の測定 可(計量器の最小目盛:) 不可 場と処分開始年月日 年月日日 年月日日 第号 最終処分場の設置許可 年月日及び許可番号 年月日日 第号 場面 理登録 録 年月日日 年月日日 登録番号 第号	処	種 数	五路	7 月 担	模		定理	<u>ti</u> .	管理型	<u> </u>	遮			·方乂-	トル)
重量の測定 可(計量器の最小目盛:) ・ 不可 場と処分開始年月日 年月日 月日日 最終処分場の設置許可 年月日及び許可番号 年月日日 第号 場面 理登録 年月日日 登録番号 製質年月日 年月日 日	\triangle	1 /			- 12			_		_	_			./,,	1 70)
最終処分場の設置許可 年月日及び許可番号 年月日 第 号 構 考 処理登録 年月日登録番号第 号	71	重	量 σ.)測	定		可	(計量器)	の最小目	目盛:)	•	7	下可
最終処分場の設置許可 年月日及び許可番号 年月日 第 号 構 考 処理登録 年月日登録番号第 号	場	埋立	见分 開	開始年月	3⊟					年		月	В		
軍月日及び許可番号 年 月 日 登録番号 第 号 事 項年月日										· .					
型 登 録 年 月 日 登録番号 第 号								年	月	日		第		Æ	름
迎 理登 録 事 項年月日 年 月 日 登録番号 第 号	. ,			. , ,											
迎 理登 録 事 項年月日 年 月 日 登録番号 第 号	備				老										
事項年月日 年 月 日皇越田日常 写	1113														
事項年月日 年 月 日皇越田日常 写	処	理登	録		<u></u>			ᄌᅼᄺᄆ	~~						
注) 1 太枠内について記入してください。	事	項年	月日		牛	月	Ħ	豆球畓亏	弗	亏					
2 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに届出書を提出してください。	(注)							_							

(14) 産業廃棄物税最終処分場設置等届出事項変更届出書(規則第14号様式)

	1			産業廃	棄物税	最終処	分場記	2置等届1	出事項:	変更届に	出書			
												年	月	E
沖	□縄県那覇	覇県税事	務所	長 殿										
					Ħ	申請者								
						住	所							
						氏	名							
						20	н							E
						= +	-	人にあって	ては、事	務所等の	D所在地、	名称及	び代表者	の氏名
,,,	,/m i= +-	** c= == !-	114 A		5 55 A	電話		- 12	ساند ریاند	ᆘᄱᅚᅩ		\\ 18±¤	四 かい	
		業廃棄物 変更を次(正に	こり、産!	業廃棄	物税の	最終処	分場設	重等にで	ンいて
	1	录 番	号											
最終														
処分	所	在	地											
場	名		称											
変	変													
	_													
_	更													
更	前													
	×.													
内	更													
内		I												
内容	後													
				業廃棄物	」 処理が	施設の評	す可に「	関する変	更					
容	後			業廃棄物 記以外の				関する変	更					
容								関する変	更					
容	後							関する変	更					
容	出理由	■ 月						関する変年	更	月		E		

その他

4 納税窓口

産業廃棄物税に係る税額等の納入又は納付は、以下の金融機関等で受け付けています。

金融	機	関	銀行	沖縄銀行(本店・支店) 琉球銀行(本店・支店) 沖縄海邦銀行(本店・支店) みずほ銀行(本店・支店)
			信用金庫	コザ信用金庫(本店・支店)
			農協関係	沖縄県信用農業協同組合連合会 沖縄県農業協同組合(本所・支所)
			漁業関係	沖縄県信用漁業協同組合連合会
			商工関係	商工組合中央金庫那覇支店
			労働金庫	沖縄県労働金庫
県 税 鄠	事務 所	うい 支	克 庁 県 税 課	那覇県税事務所 コザ県税事務所 名護県税事務所 宮古支庁県税課 八重山支庁県税課

5 お問い合わせ先・書類の提出先

産業廃棄物税についてのお問い合わせ及び申告書等の提出は、那覇県税事務所へお願いします。

那覇県税事務所

〒900-0029 那覇市旭町1(沖縄県南部合同庁舎)

電話番号:(098)867-1344(間税班)

【参考資料】

(課税の目的)

第1条 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第6項の規定に基づき、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
 - (2) 最終処分業者等 次号に規定する最終処分場を設置する市町村及び廃棄物処理法第14条第 6項又は第14条の4第6項の許可(同法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の許可を含む。)を受けて産業廃棄物の埋立処分を業として行う者(以下「最終処分業者」という。)を いう。
 - (3) 最終処分場 廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第269号)の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同日前においてその設置に係る同項の許可を要しなかったものを含む。)をいう。

(賦課徴収)

第3条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2項中「(3)狩猟税」とあるのは「(3)狩猟税 (4)産業廃棄物税」と、同条例第4条第3項中「及び地方消費税」とあるのは「、地方消費税及び産業廃棄物税」と、同条例第6条第1項中「及び狩猟税」とあるのは「、狩猟税及び産業廃棄物税」と、「ゴルフ場利用税の」とあるのは「ゴルフ場利用税及び産業廃棄物税」と、「ゴルフ場利用税の」とあるのは「ボカスの産業廃棄物税」と、「ゴルフ場利用税及び産業廃棄物税の」と、同条第3項中「及び狩猟税」とあるのは「、狩猟税及び産業廃棄物税」と、「ゴルフ場利用税及び産業廃棄物税の」と、同条例第7条の2第1項中「この条例又はこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは沖縄県産業廃棄物税条例(平成17年沖縄県条例第37号)又はこれらの条例に基づく規則」と、同条例第9条第1項中「(12)狩猟税 狩猟者の登録を受ける地」とあるのは「(12) (13)

狩猟税 狩猟者の登録を受ける地 産業廃棄物税 最終処分場の所在地」と、同条例第10条中「この条例」とあるのは「この条例又 は沖縄県産業廃棄物税条例」と、同条例第11条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは 沖縄県産業廃棄物税条例」と、同条例第14条中「この条例」とあるのは「この条例又は沖縄県 産業廃棄物税条例」と、「並びに特別徴収」とあるのは「、特別徴収」と、「軽油引取税」とあ るのは「軽油引取税並びに特別徴収に係る産業廃棄物税」とする。 (納税義務者等)

- 第4条 産業廃棄物税は、事業者(廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理業者を含む。 以下同じ。)がその排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者等に委託した場合において、 最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。
- 2 産業廃棄物税は、前項に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄物の埋立処分 を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対 し、当該事業者に課する。

(課税免除)

- 第5条 次に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。
 - (1) 最終処分業者の設置する最終処分場が所在していない離島(沖縄振興特別措置法施行令(平成14年政令第102号)第1条の規定により定められた島をいう。)の地域内において発生する 産業廃棄物の適正処理を促進するため当該離島の地域内に市町村が設置する最終処分場への 当該産業廃棄物の搬入であって、規則で定めるもの
 - (2) 公益上その他の事由により課税することが適当でないものとして規則で定める搬入 (課税標準)
- 第6条 産業廃棄物税の課税標準は、第4条第1項又は第2項の搬入に係る産業廃棄物の重量と する。
- 2 前項の産業廃棄物の重量の測定が困難な場合においては、規則で定めるところにより算定した重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(課税標準の特例)

- 第7条 第4条第2項の規定により産業廃棄物税を納付する義務を負う事業者が次の各号のいずれかに該当する搬入を行う場合における産業廃棄物税の課税標準の算定については、当該各号の搬入に係る産業廃棄物の重量から当該各号に掲げる重量を控除する。ただし、他の者から委託を受けて処分した中間処理産業廃棄物(廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。)については、この限りでない。
 - (1) 最終処分場であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号八に掲げるものへの搬入(次号に該当する場合を除く。) 当該搬入に係る産業廃棄物の重量の4分の1に相当する重量
 - (2) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第13項に規定する指 定副産物(石炭灰に限る。)の公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許を 受けた区域への搬入 当該搬入に係る産業廃棄物の重量の2分の1に相当する重量 (税率)
- 第8条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(税額の端数計算)

第9条 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の17第2項第9号の条 例で指定する法定外目的税とする。

(徴収の方法)

第10条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第4条第2項の規定により産業廃棄物税を課する場合においては、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第11条 産業廃棄物税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、最終処分業者等とする。

(特別徴収義務者としての登録等)

- 第12条 特別徴収義務者は、産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、その 特別徴収すべき産業廃棄物税に係る最終処分場ごとに、当該最終処分場における特別徴収義務 者としての登録を知事に申請しなければならない。
- 2 前項の登録を申請しようとする者は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者を特別徴収義務者として登録し、その者に対し、規則で定める証票を交付する。
- 4 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 5 第3項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 6 第3項の規定による登録を受けた者は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から5日以内に規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 7 第3項の規定による登録を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に規則で定める届出書を知事に提出するとともに、第3項の証票を返さなければならない。

(申告納入の手続)

- 第13条 特別徴収義務者は、次の各号に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税に係る課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を、当該各号に定める日までに知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から10日以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき産業廃棄物税について、これを申告納入しなければならない。
 - (1) 1月1日から3月31日まで 4月末日
 - (2) 4月1日から6月30日まで 7月末日
 - (3) 7月1日から9月30日まで 10月末日
 - (4) 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日
- 2 特別徴収義務者は、前項の期間について納入すべき産業廃棄物税額がない場合においても、 同項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(徴収猶予)

第14条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又

は一部を前条第1項各号に規定する納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予するものとする。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 前項の規定による徴収猶予を申請しようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明することができる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定 は第1項の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第 4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項の規定による担保について準用する。
- 4 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

- 第15条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。
- 2 前項の規定による還付又は納入義務の免除を申請しようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明することができる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する ものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付の手続)

第16条 第10条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき者(以下「申告納付者」という。)は、次の各号に掲げる期間における産業廃棄物の最終処分場への搬入に係る産業廃棄物税の課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を、当該各号に定める日までに知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

- (1) 1月1日から3月31日まで 4月末日
- (2) 4月1日から6月30日まで 7月末日
- (3) 7月1日から9月30日まで 10月末日
- (4) 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日
- 2 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る 課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定め る修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを 納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第17条 法第20条の9の3第3項又は法第733条の16の規定による更正又は決定、法第733条の18 の規定による過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定並びに法第733条の19の規定による重加算金額の決定をした場合においては、規則で定める通知書により、これを特別徴収義務者又は申告納付者に通知する。

(不足税額の納入又は納付手続)

第18条 特別徴収義務者及び申告納付者(以下「特別徴収義務者等」という。)は、前条の通知書により通知を受けた場合において、不足税額があるときは、当該不足税額並びに法第733条の17第2項の規定による延滞金額及び法第733条の18の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第733条の19の規定による重加算金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納入書又は納付書によって納入又は納付しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

- 第19条 最終処分場を設置した者(第12条第1項の登録を申請する者を除く。)は、産業廃棄物の 埋立処分を開始しようとする日の5日前までに規則で定める届出書を知事に提出しなければな らない。
- 2 前項の届出書を提出した者は、届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から5日以内に規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。 (帳簿の保存等)
- 第20条 特別徴収義務者等は、帳簿を備え、最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事項その 他規則で定める事項をこれに記載し、第13条第1項各号又は第16条第1項各号に規定する納期 限の翌日から起算して5年間保存しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合については、ゴルフ場利用税の例による。

(使途)

第21条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の 抑制及び再使用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てなければ ならない。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行われる最終処分場への産業廃棄物の搬入について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に産業廃棄物の埋立処分を行っている最終処分業者等については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第12条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から5日以内」とする。
- 3 この条例の施行の際現に最終処分場を設置し、産業廃棄物の埋立処分を行っている者(前項の最終処分業者等を除く。)については、施行日に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第19条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から5日以内」とする。

(準備行為)

4 第12条の規定による登録の手続及び第19条の規定による届出は、施行日前においても、第12 条及び第19条の規定の例により行うことができる。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移 等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基 づいて必要な措置を講ずるものとする。

沖縄県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則(平成18年3月3日規則第4号) 沖縄県産業廃棄物税条例(平成17年沖縄県条例第37号)の施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、同条例附則第4項の規定の施行期日は、同年3月3日とする。 沖縄県産業廃棄物税条例施行規則(平成18年3月3日規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県産業廃棄物税条例(平成17年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(賦課徴収)

- 第2条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、沖縄県税条例施行 規則(昭和47年沖縄県規則第15号)の定めるところによる。
- 2 産業廃棄物税の賦課徴収に係る書類の様式については、この規則に定める様式のほか、沖縄 県税条例施行規則に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。

(課税免除)

- 第3条 条例第5条第1号の規則で定めるものとは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) 条例第5条第1号の産業廃棄物とその他の産業廃棄物とが区別された搬入
 - (2) 条例第5条第1号の産業廃棄物の埋立処分に係る手数料が最終処分業者の定める産業廃棄物の埋立処分に係る料金と比較して低額であると知事が認める最終処分場への搬入
- 2 条例第5条第2号の規則で定める搬入とは、次に掲げる搬入をいう。
 - (1) 地震、津波、火災等のうち知事が指定する大規模な災害により発生した産業廃棄物の処理 に係る最終処分場への搬入
 - (2) 不法投棄された産業廃棄物の撤去及び最終処分場への搬入を行政代執行した場合の当該最終処分場への搬入
 - (3) その他前2号に類するものとして知事が認める搬入

(産業廃棄物の重量算定の方法)

- 第4条 条例第6条第2項の規則で定めるところにより算定した重量は、別表第1の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとに体積を測定できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の体積(立方メートルで表した体積をいう。)に乗じて得た重量とするものとする。
- 2 前項の規定により算定した重量の単位は、トンとする。

(特別徴収義務者の証票の再交付の手続)

第5条 条例第12条第3項の証票の交付を受けた特別徴収義務者が当該証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損した場合には、那覇県税事務所長に対し遅滞なく再交付の申請を行わなければならない。

(徴収猶予に係る担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める要件は、同条第2項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。

2 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の10の規定は、条例第14条第1項の規定により徴する担保の提供手続について準用する。

(帳簿への記載事項)

- 第7条 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 産業廃棄物の搬入年月日
 - (2) 産業廃棄物の種類及び重量
 - (3) 産業廃棄物の体積(条例第6条第2項の規定により当該産業廃棄物の重量を算定した場合に限る。)
 - (4) 特別徴収義務者にあっては、産業廃棄物の埋立処分を委託した者の氏名又は名称及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第12条の3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号
- 2 条例第20条第1項の帳簿は、最終処分場ごとに備えなければならない。

(文書等の様式等)

- 第8条 条例及びこの規則の規定による別表第2の左欄に掲げる申請書、届出書、申告書等は、 それぞれ同表の右欄に掲げる文書の様式とする。
- 2 条例及びこの規則の規定による別表第2の左欄に掲げる申請、通知は、それぞれ同表の右欄 に掲げる文書の様式により行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 条例附則第4項の規定により準備行為として行う同条例第12条の規定による登録の手続き及び同条例第19条の規定による届出に必要な申請書、証票及び届出書については、第8条の規定の例による。